

# 秦野市総合計画（HADANO2020プラン）

## 後期基本計画素案

（平成28年度～平成32年度）

この「計画素案」を構成する施策大綱別計画の中の「主な取組み」は、前期基本計画に位置付けがあり、今後も継続して実施していく、又は位置付けはないが、既に実施しており、今後も継続して実施していく取組みを掲載しています。

後期基本計画に新たに位置付けて実施していく取組みは、今後作成する「計画案」において追加します。

平成27年8月  
政策部企画課

目 次

■ 序 論

1 策定に当たって	4
2 総合計画の役割と基本的な考え方	4
3 計画の期間と構成	5
4 社会潮流と基本的な策定の視点	6
5 行財政改革と公共施設再配置の位置付け	8
6 P D C A サイクルによる計画のマネジメント	8

■ 第1部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

1 人口の推移と見通し	9
2 土地利用	10
3 財政の状況	11

■ 第2部 基本計画

第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）	14
第2 地方版総合戦略	14
第3 施策大綱別(分野別)計画の体系	15
第4 施策大綱別計画の概要	17
第1編 豊かな自然と調和した快適なまちづくり	18
【環境と共生の政策】	
第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保	18
第2章 次世代に引き継ぐ都市基盤・都市機能の充実	22
第2編 地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり	29
【安心・安全の政策】	
第1章 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進	29
第2章 心のかよいあう福祉の推進	32
第3章 健康で暮らせる環境づくりの推進	36
第4章 医療・介護・年金の健全運営	40
第5章 安心で安全な市民生活の実現	42
第3編 産業活力を創造し多彩な魅力に出会えるまちづくり	46
【活力・成長の政策】	
第1章 地域に根ざした活力ある工業の振興	46
第2章 魅力とにぎわいのある商業の振興	48

第3章 観光資源の活用と創出による観光の振興	50
第4章 地域特性を生かした都市農業の振興	52
第5章 林業の育成と里山林の保全	54
第4編 豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり	56
【ひとづくりの政策】	
第1章 豊かな心と創造性をはぐくむ教育環境づくりの推進	56
第2章 生涯にわたり学び楽しむ環境づくりの推進	59
第3章 市民の文化・芸術活動の振興	61
第5編 市民と行政が共に力をあわせて創るまちづくり	63
【市民力・行政力の政策】	
第1章 協働の推進	63
第2章 平和を希求し人権を尊重しあう環境づくりの推進	66
第3章 持続可能な行財政運営	69
第5 行財政改革の推進	
1 これまでの取組み	72
2 さらなる改革の必要性	72
3 基本運営理念	72
4 改革の視点	73
5 効果額	74
6 改革内容	75
第6 公共施設の再配置	
1 公共施設の再配置に関する方針の概要	76
2 第1期基本計画の概要	76
3 シンボル事業の概要	77
4 公共施設再配置計画第1期基本計画後期実行プランについて	78
第7 地域まちづくり計画	
1 計画の位置付け・役割	79
2 計画の意義等	79
3 地域区分と主な内容	79
4 地区別地域まちづくり計画	
(1) 本町地区	81
(2) 南地区	82
(3) 東地区	83
(4) 北地区	84
(5) 大根地区	85

(6) 鶴巻地区	.....	86
(7) 西地区	.....	87
(8) 上地区	.....	88

## ■ 序 論

### 1 策定に当たって

「秦野市総合計画（HADANO2020プラン）」は、先人たちが築いてきた礎を受け継ぎ、ふるさと秦野が活力に満ち、将来にわたって輝き続ける存在感のある都市にするため、『市民が抱く一人ひとりの夢が大きな虹となり、21世紀の秦野の未来を創る明日への架け橋』となる計画を目指し、平成23年度から32年度までの10年間の期間とする基本構想と、平成23年度から27年度までの5年間の期間とする前期基本計画を策定しました。

この間、確実に到来する少子高齢化社会への備えや、東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化など、さまざまな課題への対応を着実に進めてきました。

そこで、社会経済情勢や前期基本計画を総合的に検証した結果、引き続き、基本構想の方向性に沿って取組みを進めることとし、平成28年度から32年度までの5年間の具体的施策や事業内容を示した「施策大綱別計画」及び「地域まちづくり計画」を策定します。

策定に当たりましては、社会潮流の変化を予測したうえで、新たな行政課題も的確に捉えながら、引き続き、市民と「協働・連携」し、「市民の力・地域の力」を生かした計画とするものです。

### 2 総合計画の役割と基本的な考え方

#### (1) 役割

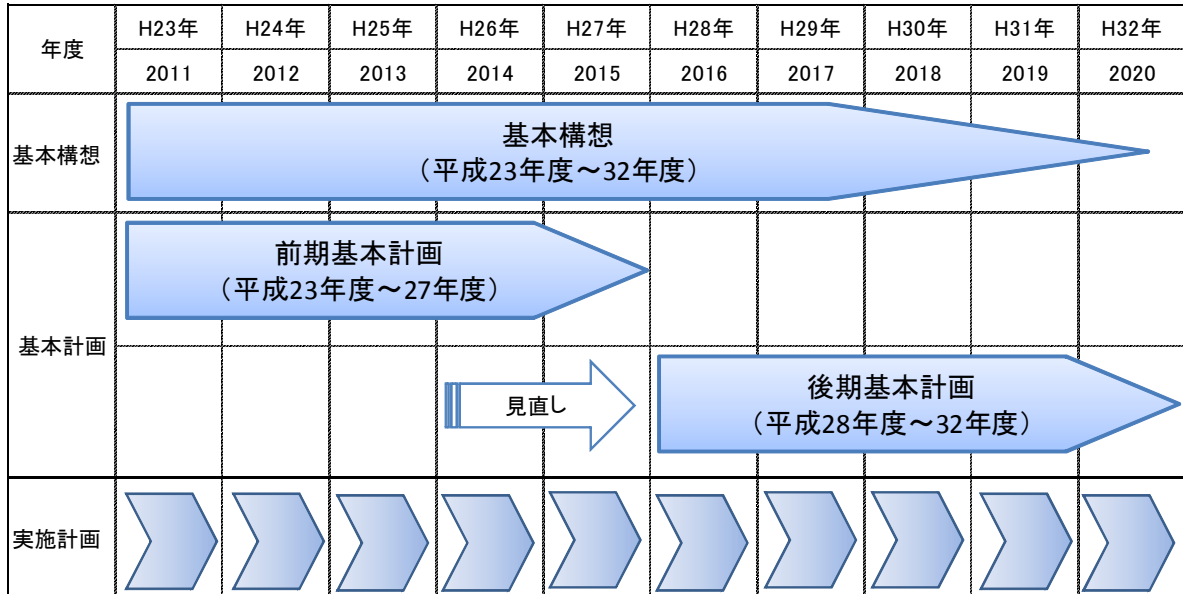
総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本方向を示すもので、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となる計画です。

#### (2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

- ア 市民の力・地域の力を生かした計画
- イ 市民と行政が互いに共有できる目標明示型の計画
- ウ 選択と集中による重点施策を明確にする計画
- エ 公共を担う多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- オ 施策の実施と評価、改善が連動し、変化に柔軟に対応する実効性のある計画
- カ わかりやすく、活用できる計画

### 3 計画の期間と構成

総合計画HADANO2020プランは、平成23年度（2011年度）から32年度（2020年度）までの10年間のまちづくりの考えを示す「基本構想」と5年間の具体的な施策や事業内容を示した「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成します。



#### (1) 基本構想

本市のあるべき都市像と、まちづくりに対する普遍的な理念を定め、その実現のための施策の基本的目標、施策の方向(施策の大綱)を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものです。

目標年次 平成32年度（2020年度）

#### (2) 基本計画

##### ア 施策大綱別（分野別）計画

基本構想に基づき、施策の大綱を具体的に推進するための基本的施策を総合的・体系的に示し、行政施策展開の指針とするものです。

計画期間 前期：平成23年度～27年度、後期：平成28年度～32年度

##### イ 地域まちづくり計画

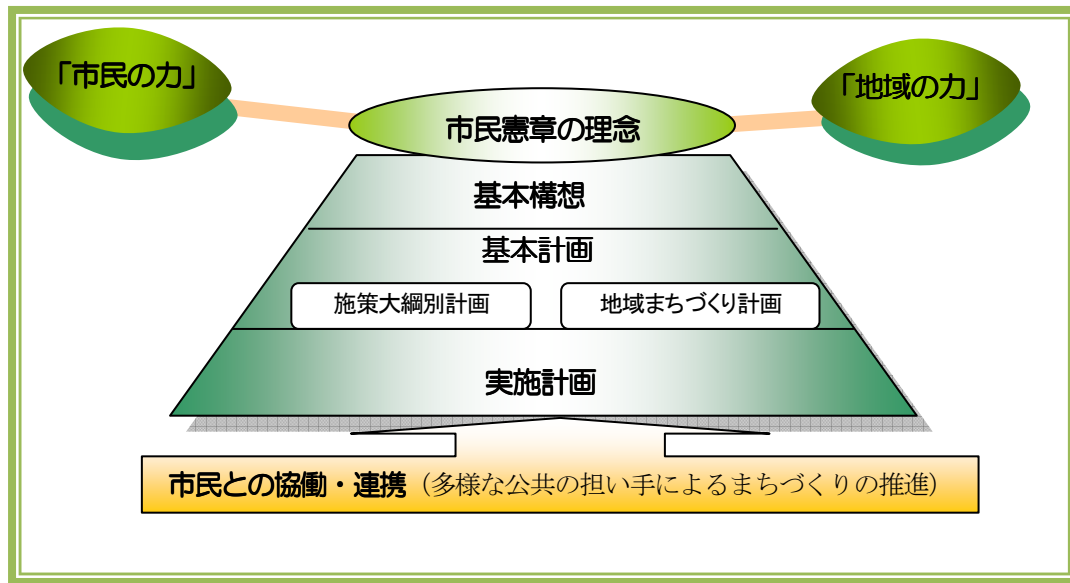
地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

計画期間 前期：平成23年度～27年度、後期：平成28年度～32年度

#### (3) 実施計画

基本計画に定める基本施策を計画的に推進するため、都市づくりの骨格となるハード事業やリーディングプロジェクトに掲げる主要事項等について定めます。

(4) 計画の構成



○秦野市民憲章

(昭和44年10月1日告示第49号)

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

4 社会潮流と基本的な策定の視点

(1) 人口減少と少子高齢化への対応

人口減少と少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済の縮小や社会保障関係経費の増大、地域を支える若い担い手の減少による地域の活力低下など多方面にわたり大きな影響を及ぼすと懸念されています。超高齢社会の中で、すべての世代が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を生かし、能力を発揮できるような取組みが求められています。

そこで、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

基礎自治体においては、人口減少の克服と地方創生を目的として「しごとづくり」、「人の流れ」、「結婚・出産・子育て」、「まちづくり」に係る各分野を幅広く包含する施策を展開する必要があります。

## (2) 経済情勢と雇用の多様化への対応

社会経済の国際化が進展している中、情報通信技術の発達や経済規制の緩和・撤廃などにより、事業活動に伴う企業間競争が激しくなっています。

地域産業の活性化を図るためには、企業における商品開発や技術力の強化とともに、それを支える専門的知識、高度な技能を有する人材の確保・育成が求められています。

また、企業の雇用ニーズの変化に伴い、パートやアルバイト、派遣社員、フリーターなど雇用形態が多様化する一方で、日常生活や将来に不安を抱く人が増えており、非正規雇用対策や若者雇用対策の充実を図るとともに、女性が社会で輝く環境を整えることが求められています。

本市においては、新東名高速道路の供用開始、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等、市が発展できる契機を的確に捉え生かすとともに、まちなぎわいの創出を図るなど、地域経済の活性化を図る必要があります。

## (3) 安心・安全の確保への対応

近年、犯罪が悪質化・凶悪化し、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加や情報化の進展による新たな犯罪の発生など、防犯面での不安が高まっています。

また、予測される地震、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）、台風、豪雪等の自然災害に加え、国内外のテロ事件への懸念など、防災、危機管理に対する住民の関心も高まっています。特に、東日本大震災後は、その教訓を生かした災害に強いまちづくりが求められています。

こうした人々の不安と脅威を未然に取り除くため、行政における的確な対応と防犯・防災体制の構築、地域におけるコミュニティの活性化などが求められています。

本市においては、防犯カメラの設置や防犯灯のLED化の取組み、全国7都市との災害時相互応援協定の締結など、安心・安全への取組みを進めてきましたが、今後、発生が予測される神奈川県西部地震などへの対応も含め、引き続き、安心・安全なまちづくりを進める必要があります。

## (4) 持続可能な循環型社会の構築

人間活動から排出される温室効果ガスの増加による地球温暖化などの影響が将来世代まで及ぶことが懸念されています。

そこで、自然との共生を図りながら、持続可能な循環型社会の構築に向けて、太陽光、風力、バイオマスなどのクリーンで持続可能な資源エネルギーの有効活用や、公共交通の利用促進、ゴミの減量・資源化の推進など、環境に対する負荷や影響を最小限に止める方策が求められています。

本市においては、ごみと資源の分別収集による廃棄物の減量や市内事業所の協力を得たノーマイカー・エコ通勤デーの実施による排気ガス発生の抑制などの取組みを進めていますが、引き続き、持続可能な循環型社会の構築を進める必要があります。



## 5 行財政改革と公共施設再配置の位置付け

本市では、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していくため、限られた経営資源をいかに効率的・効果的に活用し、質の高いサービスを提供していくかという経営的視点に立った「はだの行革推進プラン」、「新はだの行革推進プラン」を策定し、歳出の削減、歳入の確保、事業の選択と集中などの行財政改革に取り組んできました。

さらに、公共施設（ハコモノ）についても、将来にわたって真に必要性の高い公共施設サービスを持続していくため、長期的展望に立った「秦野市公共施設の再配置に関する方針」、「公共施設再配置計画」を先駆的に策定し、公共施設の更新問題に取り組んでいます。

今後も厳しい財政状況が見込まれており、総合計画後期基本計画に掲げる事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げる視点を一層重要視する必要があることから、さらなる行財政改革や公共施設の再配置の推進を総合計画の中に位置付けます。

## 6 PDCAサイクルによる計画のマネジメント

基本計画に掲げる各事業を着実に実施していくとともに、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを行うため、PDCAサイクルによる効果検証・改善により、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応する計画としていきます。

### ※PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法

■ 第1部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

1 人口の推移と見通し

(1) 人口の現況と推移

本市の人口は、昭和30年の市制施行当時約5万人、昭和50年には約10万人、昭和63年には約15万人と、増加し続けてきました。

平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、平成22年10月1日では170,145人（国勢調査結果）、平成27年4月1日現在、168,204人となっています。

(2) 少子高齢化の進展

年少人口（0歳から14歳）は、平成12年には14.1%でしたが、年々減少し、平成27年には、12.1%になっています。一方、老年人口（65歳以上）は12.4%が25.5%に、15年間で約2倍の増加となり、急速に少子高齢化が進んでいます。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	168,142	168,317	170,145	168,732
年少人口(0～14歳)の割合	14.1	13.1	12.6	12.1
生産年齢人口(15～64歳)の割合	73.5	71.1	67.0	62.4
老年人口(65歳以上)の割合	12.4	15.8	20.4	25.5
【参考】後期高齢者(75歳以上)の割合	5.0	6.5	8.3	10.3

(注)10月1日の人口、ただし、平成27年は1月1日の人口

(3) 人口の見通し

本市の人口は、少子化により死亡者が出生者数を上回る状況（自然減）に転じており、平成22年をピークに減少し、今後もこの傾向は続くものと予測しています。

今後、都市の魅力向上や活力創出の施策を展開し、定住人口の拡大を図ることにより、平成32年における人口は、169,000人程度（基本構想で定める想定人口）を目指します。

今後の検討事項

今後策定する「地方人口ビジョン」との整合

まち・ひと・しごと創生法に基づく、地方版総合戦略を策定するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「人口ビジョン」を策定します。

人口の将来展望については、人口の現状分析で把握した課題を踏まえながら、市民の結婚・出産・子育てや移住に関する意識・希望等を把握し、将来の人口を展望していきます。

人口の見通しについては、この人口ビジョンを踏まえ、基本構想で定める想定人口を修正する場合があります。

## 2 土地利用

### (1) 現況

本市の面積は10,376ha（103.76km<sup>2</sup>）で、その全体が都市計画区域に指定されており、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のもと、恵まれた自然環境を生かし、安心・安全で快適な生活環境の確保と市域の均衡のとれた発展を図っています。

市街化区域の面積は2,438haで、市域の約23%となっています。これを用途地域別でみると、住居系の地域が1,887haで約77%を占め、商業系の地域が約4%、工業系が約19%となっています。

市街化調整区域の面積は7,938haで、その約43%に当たる3,440haが農業振興地域になっており、農業振興地域のうち約22%が農用地指定されています。

また、農地の外周部は主に森林地域で、そのほとんどが丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園となっています。

都市計画区域の指定状況

単位：ha

区分	市域面積 (都市計画区域)	市街化区域				市街化調整区域		
		住宅系	商業系	工業系	計	農業振興地域	指定区域外	計
面積	10,376	1,887	83	468	2,438	3,440	4,498	7,938
構成比	100%	(77.4%)	(3.4%)	(19.2%)	23.5%	(43.3%)	(56.7%)	76.5%

(注) 平成27年4月1日現在

### (2) 基本的な方向

- ア 都市的土地利用に関する方向
- イ 自然的土地利用に関する方向

#### 今後の検討事項

土地利用の基本的方向性（都市的土地利用、自然的土地利用の方向）について、次の5つ視点から検討します。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 地域の特性や社会環境の変化に対応したまちづくり
- (3) ネットワークを生かした地域間連携
- (4) 市街地の再生
- (5) 良好な都市環境の創造

### 3 財政の状況

#### (1) 現況

本市の財政状況は、今後の生産年齢人口の減少等に伴う税収減や、高齢化の進行による社会保障関係経費の増加、経済情勢の変化等を勘案すると、厳しい状況にあります。

このような状況下、本市では、出産・子育て施策など、本市の発展につながる施策を着実に実施するため、これまでも職員給与費や補助金の削減、市債の借入抑制や繰上償還による公債費の縮減、さらには、投資的経費の圧縮などの歳出抑制に努めるとともに、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の借入れ、財政調整基金の取崩し、財産の売払いなどにより歳入を確保してきました。

#### ア 一般会計の歳入

単位：億円

区 分	H10年度	H15年度	H20年度	H25年度	H26年度 見込み
一般会計の歳入総額	431.5	421.9	418.1	464.0	490.0
うち市税	250.1	233.3	255.8	233.8	237.9

(注)各年度決算額、平成26年度は決算見込み

#### イ 一般会計の歳出（性質別経費の状況）

単位：億円

区 分	H10年度	H15年度	H20年度	H25年度
義務的経費	190.4	205.4	221.5	248.7
人件費(職員給与、議員報酬等※1)	107.2	102.4	97.7	90.2
扶助費(生活保護や医療費助成等※2)	49.6	61.7	79.8	115.9
公債費(市債等を返済する経費※3)	33.6	41.3	44.0	42.6
投資的経費 (普通建設事業費、災害復旧費等)	96.4	69.1	39.7	43.1
繰出金	31.9	46.4	47.4	61.0
その他	97.5	90.0	94.5	84.0
合 計	416.2	410.9	403.1	436.8

(注)各年度決算額

※1 報酬、給料、職員手当など一定の勤務に対する対価、報酬として支払われる経費のこと。

※2 社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。

※3 市が借り入れた市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費等のこと。

ウ 経常収支比率の状況

単位：％

区 分	H10 年度	H15 年度	H20 年度	H25 年度
経常収支比率（※4）	80.9	83.3	91.1	95.7

※4 人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、市税等の毎年度経常的に収入される財源がどの程度充当されたかを示す比率、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示します。

具体的には、「(経常経費に充当する一般財源の額) / (経常的に収入される一般財源総額) × 100 (%)」で算出しますが、「経常的に収入される一般財源総額」には、臨時財政対策債などを含めています。

エ 市債の状況

単位：億円

区 分	H10 年度	H15 年度	H20 年度	H25 年度
一般会計の市債現在高	373.0	406.1	373.2	330.2
うち赤字市債 (臨時財政対策債等※5)	63.0	116.6	171.7	204.6
うち建設事業債	310.0	289.5	201.5	125.6

(注)各年度末現在

※5 国の交付税財源の不足を補うために、普通交付税の振り替えとして借り入れる市債等のこと。

オ 財政調整基金（※6）の状況

単位：億円

区 分	H元年(ピーク)	H10 年度	H15 年度	H20 年度	H25 年度
財政調整基金 現在高	46.6	14.2	3.4	13.6	34.9

(注)各年度末現在

※6 年度間の財源の不均衡を調整し、不測の財政需要に備え積み立てる、いわゆる「市の貯金」のこと。

(2) 今後の対応

今後も、持続可能な財政運営を行うためには、歳入の確保には最大限努力するとともに、選択と集中により、得られる税収に見合ったサービス水準へと転換していく必要があります。

そこで、伸び続ける社会保障関係経費に対しては、地方一般財源等の充実強化を引き続き国に要望するとともに、市としても歳入、歳出の両面にわたって、見直しを進めていかなければなりません。

具体的には、プライマリーバランスの黒字(※7)を維持した上で市債を活用するとともに、未収金対策の強化、未利用地の有効活用、企業誘致施策や定住化の促進、公共施設利用者負担の適正化等により、一層の自主財源を確保する必要があります。

また、公共施設の再配置の推進や徹底した事務事業の見直しによる経費削減など、行財政改革の取り組みが不可欠となっています。

※7 その年度の市債発行額を元金償還額以下に抑えること。

- ア 平成28年度～32年度の財政推計（一般会計における一般財源規模）
- イ 平成28年度～32年度の財政推計（一般会計の市債残高見込み）

今後の検討事項

財源の裏付けがある、実効性のある計画とするため、平成28年度から32年度までの財政推計を行います。

## ■ 第2部 基本計画

### 第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）

都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向けて、基本計画全体をリーディング(先頭に立って導く)し、誘導的、重点的に取り組んでいくプロジェクトです。

リーディングプロジェクトには、社会環境の変化、地域特性や秦野らしさを踏まえて、それぞれ施策大綱別計画の分野を横断し、相互に関連性を持たせることで相乗効果を発揮する事業を位置付け、市民、事業者、各種団体等との協働によりプロジェクトの実現を目指します。

#### 今後の検討事項

#### リーディングプロジェクトの検討

前期基本計画のプロジェクトを引き継ぐとともに、「人口減少・少子高齢化の進展」を最重要課題と捉えたうえで、

- (1) 出産・子育て施策の推進
- (2) 地域経済活性化の推進
- (3) 安全・安心で人にやさしいまちづくりの推進

の3項目を本市独自の魅力を高める施策の柱として位置付け、定住を促進するための事業をリーディングプロジェクトとして検討していきます。

### 第2 地方版総合戦略

#### 今後の検討事項

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する「地方版総合戦略」の内容として規定する、本市の特色や地域資源を活かした「基本目標」や「講ずべき施策に関する基本的方向」を後期基本計画の中に位置付けます。

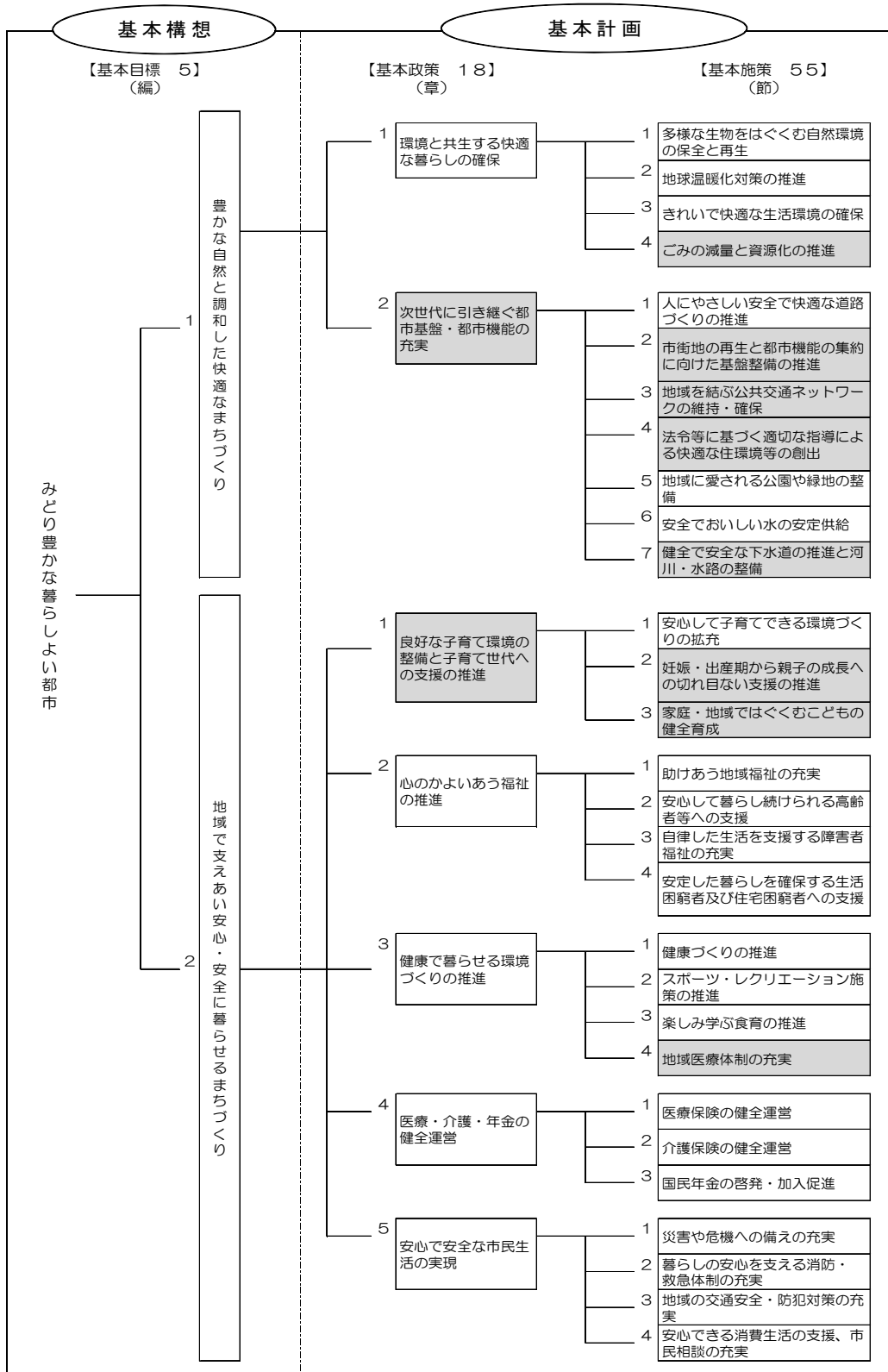
#### 【勘案すべき国の総合戦略が定める政策分野】

- (1) 地方における安定した雇用を創出する
- (2) 地方への新しい人の流れをつくる
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

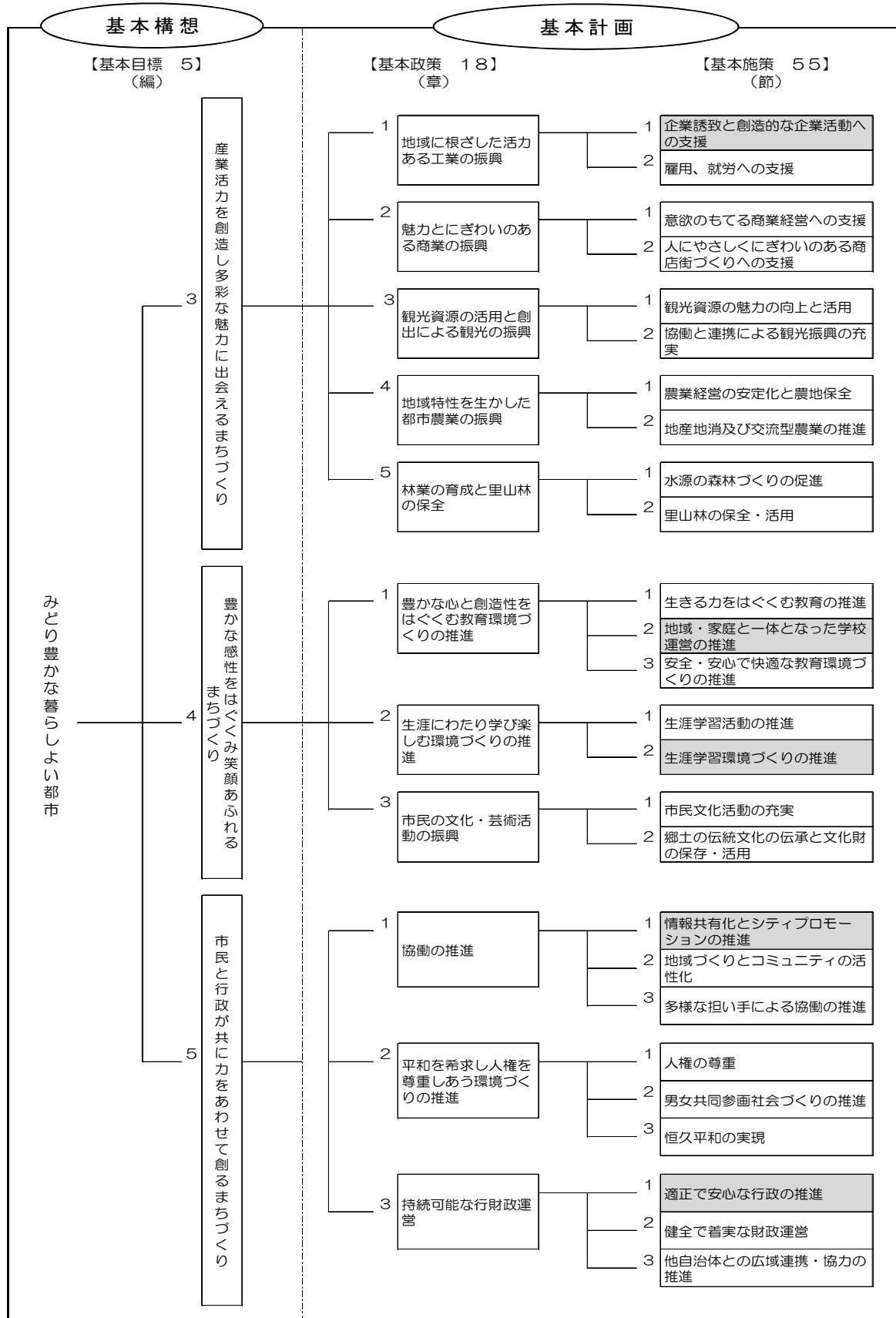
### 第3 施策大綱別(分野別)計画の体系

本市の限りない発展を願い、昭和44年に定めた市民憲章の理念のもとで、都市像を「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」と定め、これを実現するため、5つの基本目標、18の基本政策、55の基本施策を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

#### ■ 総合計画後期基本計画体系図







※平成 27 年 6 月 19 日現在。網かけは、前期基本計画から変更があった施策・政策。

## 第4 施策大綱別計画の概要

## 《施策大綱別計画の見方》

○都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現のため、5つの基本目標（1編～第5編）と基本政策（章）に沿って基本施策（節）を設定し、「現状やこれまでの取組み」、「今後の課題や取組みの方向」、「目指すまちの姿」「目標設定」、「主な施策・事業」により構成しています。

○表示の例と記載内容

1-2-3 ○○○○○（1編2章3節の基本施策（節）の名称です。）

**1 現状と課題**

○基本施策（節）における本市の現状やこれまでの取組みを実施してきたのかを記述しています。  
○現状の取組みの評価を踏まえて、今後の課題や取組みの方向について記述しています。

**2 目指すまちの姿**

○平成32年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態を示しています。

**3 目標設定**

○原則として、目指すまちの姿を具体化するため、施策の達成を図る指標名を記述しています。  
今後、指標について、数値で目標を設定します。

**4 主な取組み**

○目指す姿を実現するために、平成28年度から32年度までに取り組むべき主要な施策・事業を掲載しています。  
素案では、前期基本計画から継続している事業を中心に掲載しています。

【第1編】 豊かな自然と調和した快適なまちづくり【環境と共生の政策】

第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保

《基本施策 1-1-1》 多様な生物をはぐくむ自然環境の保全と再生

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 緑の減少や森林の荒廃により水と生物多様性をはぐくむ機能が低下しているため、緑の保全や生物の多様性の回復を目的に樹林保全地区や生き物の里の指定・保全活動を行いました。また、自然保護の啓発として、自然観察会の開催や指導員の養成を行っています。
- (2) 都市開発等により損なわれていく自然の水循環系を保全するとともに、適所に人為的な水循環系を補完し、安定的な水循環を確保するため「地下水総合保全管理計画」を策定しました。
- (3) 里地里山が利用されなくなり荒廃が進んだため、森林が有する多様な機能の保全や再生を目的に、里地整備や県と連携し水源エリア内の森林整備及び木材の活用を推進する取り組みを行っています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 都市開発等による生物の生息地の消失を防止するため、生き物の里の指定地を増やすとともに、積極的な保全活動を行い、ビオトープ<sup>(※1)</sup>等のネットワーク化と、水辺地以外の生息地の指定に向け調査・研究を行います。
- (2) 自然保護思想を普及し、自然とのふれあいを大切にする市民を増やすため、自主事業の充実など啓発機能を強化するとともに、自然観察場所の整備を進めます。
- (3) 地下水のかん養を促進する森林の再生や街中における緑地の確保を推進し、自然の地下水かん養を補完する人工的な地下水かん養の積極的かつ総合的な取り組みが必要です。
- (4) 「秦野名水の利活用指針」を策定し、健全な水循環に配慮した、地域特性を生かした利活用を推進します。
- (5) 新たな水源管理システムを構築し、地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図ります。

2 目指すまちの姿

緑や地下水を市民と行政が共に守りはぐくみ、自然がより豊かなものになっています。

3 目標設定

指標名
地下水位（監視基準点）

4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	生物多様性の保全
2	自然保護思想の普及と自然保護意識の高揚
3	市街地における緑地の確保
4	地下水を保全する水循環の確保
5	くずはの広場の整備・充実

※1 生態学の用語で「野生生物の生息空間」という意味

**《基本施策 1-1-2》 地球温暖化対策の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 本市の二酸化炭素の排出量は減少傾向にありましたが、平成24年度の二酸化炭素排出量は平成2年度と比べ、11.8%増加しました。排出量が増加した主な原因は、東日本大震災の影響に伴う、火力発電所の発電量の増加によるものと考えられますが、今後の排出量の削減が急務となっています。
- (2) 近年排出量が増えている家庭からの二酸化炭素削減に向け、本市の地域特性でもある「水と緑」を生かした再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、市としてISO14001<sup>※1</sup>に基づく環境管理システムの運用を通じ、計画的に地球温暖化対策に取り組んでいます。
- (3) 誰もが利用しやすく環境負荷が少ない公共交通への転換を図るため、交通需要マネジメント（TDM）<sup>※2</sup>を推進し、自家用車の利用から鉄道・バス等の公共交通の利用促進を図るなど、交通行動の変更を促しました。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 省資源・省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用などを通じて、市民及び事業者の率先した二酸化炭素の排出量削減に向けた取組みを推進します。
- (2) 環境への影響を考慮し、過度なマイカー利用から公共交通等への転換を図る必要があります。そのため、事業所が自主的に参加できる「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」への参加者を増やす方策、交通スリム化教育による意識改革に向けた取組みを推進します。

**2 目指すまちの姿**

地球温暖化対策への理解が進み、市民一人ひとりが家庭や地域職場において率先して取組みが実行されています。

**3 目標設定**

指標名
環境学習支援事業の実施回数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	再生可能エネルギーの活用
2	二酸化炭素排出量の削減
3	環境教育の充実

※1 国際標準化機構が定めた、環境管理に関する国際規格であり、その取組みを計画的かつ継続的に実行、管理するシステム

※2 自動車利用者にさまざまな方法で交通行動の変更を促すことにより、都心や地域レベルで道路交通混雑を緩和する方法

《基本施策 1-1-3》 きれいで快適な生活環境の確保

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 良好な自然環境を保全するため、河川水質の保全、工場・事業所等への立入調査・適正指導による公害の未然防止、深層地下水の水質改善に向けた浄化事業に取り組んでいます。
- (2) ごみのポイ捨て及び不法投棄がまちの美観を損ねている状況が見られます。清潔で気持ちの良い環境を保全するため、「秦野市ごみの散乱防止等に関する条例」を施行し、環境美化指導員による指導・回収や市民等との協働によるごみゼロクリーンキャンペーン等を実施するとともに、不法投棄対策として監視カメラによる監視やパトロールによる定期的不法投棄物の撤去を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 継続的に河川の水質調査及び監視を実施し、河川水質の環境基準の達成を図ります。
- (2) 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント<sup>(※1)</sup>対策として、廃棄物の焼却・野焼きなどの監視強化に努めます。
- (3) 地下水汚染の防止に努めるとともに、浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。
- (4) 全体量は減少傾向にあるものの、ポイ捨て行為や悪質な不法投棄が後を絶たない状況にあるため、引き続き、市民の環境美化意識の向上を図り、ポイ捨てや不法投棄防止対策を実行する必要があります。
- (5) 生活排水の処理方法の違い（公共下水道又は合併処理浄化槽）による使用者負担の現状を調査・分析し、行政の支援の必要性やあり方などについて検討を進めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 河川が「うるおい」や「やすらぎ」の場として、市民が親しめる環境が保全されています。
- (2) 環境に対する事業者の意識が高まり、法令等に基づく規制基準が遵守され、市民の快適な生活環境が確保されています。
- (3) 市民の一人ひとりのモラル・マナーの向上がきれいなまちづくりを実現します。

3 目標設定

指標名
河川的环境基準達成率
不法投棄物の撤去量

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	河川水質の維持・保全
2	公害関係法令による規制の徹底及び監視体制の強化
3	地下水質の監視
4	きれいな地下水の再生
5	地域や学校と連携した河川浄化活動の推進
6	環境美化の推進
7	市街化調整区域での家庭用小型合併浄化槽への転換促進

※1 オゾンが主成分の酸化性物質

**《基本施策 1-1-4》 ごみの減量と資源化の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、ここ数年増加傾向にあります。生ごみの減量化に向け、一部の地域をモデル地区として分別収集にご協力をいただくとともに、剪定枝、廃食用油、小型家電、布団及び毛布などを分別収集し、資源化を図っています。
- (2) 「廃棄物減量等推進活動説明会」やイベント等を通じて、ごみの減量に向けた啓発活動を行っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 現在5自治会にご協力をいただいて実施している生ごみの分別回収の手法等を含め、さらに拡大に努めるとともに、生ごみの焼却量を減少させ、資源化を図ります。
- (2) 生ごみ処理機等の購入に当たっての補助制度など、ごみの減量に向けた取組みを促進するとともに、再利用や資源化が可能なものを検討していく必要があります。

**2 目指すまちの姿**

ごみとなるものをつくらず、ごみの排出が抑制される一方で、再利用やリサイクルが進んだまちになっています。

**3 目標設定**

指標名
ごみの排出量（資源物を除く）の減量
総ごみ排出量に占める資源化率

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	クリーンセンター建設に伴う利便施設整備事業
2	ごみの分別、資源化の促進及び減量化の強化
3	ごみの発生抑制の促進及びリサイクルの推進に向けた啓発活動の充実

第2章 次世代に引き継ぐ都市基盤・都市機能の充実

《基本施策 1-2-1》 人にやさしい安全で快適な道路づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 一般市道については、車のすれ違いが困難な狭い道路、バリアフリーの対応ができていない歩道等があることから、通行の安全性を確保するため、道路の拡幅や修繕、歩道の整備を行っています。
- (2) 都市計画道路をはじめ主要な幹線道路については、都市機能の充実と円滑な道路交通の確保を目的として整備を行っています。
- (3) 高度経済成長期に集中的に整備された道路施設の老朽化が進行していることから、道路利用者の安全・安心の確保のため、橋りょうの長寿命化・耐震化の整備計画に基づき、舗装打替えや橋りょうの修繕、耐震化を行っています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 少子高齢化社会の進展に伴い、コンパクトで利便性の高いまちづくりを目指し、安全で安心な生活環境を確保するために、暮らしに密着した道路や歩道の改善を進めます。
- (2) 地域を結ぶ幹線道路を中心とした円滑な道路交通の確保が必要なことから、主要幹線道路の整備に努めるとともに、引き続き国道、県道等の整備促進の円滑化を図ります。
- (3) 更なる道路施設の老朽化の進行が懸念されることから、予防保全の観点を踏まえて道路点検を行い、引き続き、計画的な道路舗装の打替えや橋りょうの修繕、耐震化を進めます。

2 目指すまちの姿

子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して利用できる道路の改良や歩道の整備が進んでいます。

3 目標設定

指標名
一般市道の整備延長
道路舗装の施工面積

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	市道改良事業
2	歩道設置事業
3	橋りょう長寿命化・耐震化事業
4	舗装打替え事業
5	国道・県道の整備促進

**《基本施策 1-2-2》 市街地の再生と都市機能の集約に向けた基盤整備の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取り組み》**

- (1) 秦野駅北口周辺においては、快適な歩行空間を形成し、及び都市機能を集約するための基盤整備を推進しています。
- (2) 秦野駅南口周辺においては、良好な市街地を形成するために、今泉地区における土地区画整理事業を推進しています。
- (3) 鶴巻温泉駅南口周辺においては、安心かつ安全な交通結節点を確保し、及び活力のある市街地を形成するための基盤整備を推進しています。

**《今後の課題や取り組みの方向》**

- (1) 秦野駅北口周辺においては、地元住民等と協働して秦野駅北口広場の再整備や秦野駅前通り沿線の基盤整備を進めます。
- (2) 秦野駅南口周辺においては、秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業について、地権者等と調整を図りながら都市計画道路沿道区域及び住宅区域の基盤整備を進めます。
- (3) 鶴巻温泉駅南口周辺においては、地元住民等と協働して南口広場、立体横断施設等の基盤整備を進めます。
- (4) 都市計画基礎調査等の各種データを活用して、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に向けた検討を進めます。

**2 目指すまちの姿**

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市形成に向けた基盤整備がされています。

**3 目標設定**

指標名
駅周辺における都市基盤の整備面積

**4 主な取り組み**

No.	主な施策・事業
1	秦野駅北口周辺の再整備
2	秦野駅前通り沿道の整備
3	秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業
4	鶴巻温泉駅南口周辺の整備
5	立地適正化計画の検討



《基本施策 1-2-3》 地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・確保

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 公共交通空白・不便地域を緩和するため、乗合タクシーを導入し、事業者の運行を支援しています。
- (2) 東名秦野バスストップに羽田空港線や名古屋・大阪・鳥取行の夜間高速バスの停車を実現し、広域交通網の拡充を図るとともに、高速バス利用者専用駐車場を設置するなど、利用環境の改善を図りました。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 乗合タクシーの運行を持続可能なものとしていくため、新たな利用者の開拓に向け、運行ルートやダイヤの見直し等の検討を進めます。
- (2) バス路線網のあり方について、バス事業者と協議を進めるとともに、路線バスを補完する新たな交通手段の導入が必要な地区の整理や検討など、公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを推進します。
- (3) 高速バス事業者と継続的に協議を行い、高速バス路線の拡充を図るとともに、高速バスの利用環境の改善を進めます。

2 目指すまちの姿

日常生活に必要な移動の利便性を向上する公共交通が確保されています。

3 目標設定

指標名
乗合タクシーの収支率

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	持続可能な乗合タクシー路線の確保
2	高速バス路線の拡充
3	バス路線網の再編の検討

《基本施策 1-2-4》 法令等に基づく適切な指導による快適な住環境等の創出

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

安全で良好な住環境等を創出するために、開発行為、建築行為及び土地の埋立てや屋外広告物の設置等に対して、関係法令等に基づく指導・誘導を行っています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 安心して暮らし続けることができるようにするため、法令等に基づき、なお一層、質の高い住環境等の創出に向けた指導、誘導を行います。
- (2) 大規模地震等の激甚災害<sup>※1</sup>の発生により、法令等が適宜改正されているため、常に最新の法令等に基づき、より安全性の高い土地利用に向けた指導、誘導を行います。
- (3) 定期的なパトロール等により、安全で良好な住環境等の維持に努めます。

2 目指すまちの姿

関係法令等に基づく適切な指導とともに、市民・事業者・行政の協働により安全で良好な住環境等の創出と保全がされています。

3 目標設定

指標名
—

4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	法令等による安全で良好な住環境等の創出
2	市民、事業者との協働によるまちづくりの推進

※1 激甚災害法に基づいて、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令で指定するもの

《基本施策 1-2-5》 地域に愛される公園や緑地の整備

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 公園や緑地については、愛護会や里親制度（アダプトプログラム）により、地域に親しまれ愛される公園として見守られており、市民との協働を基本に維持管理を進めています。
- (2) カルチャーパークは、公園利用者の視点・動線に配慮し、園路や施設のバリアフリー化を図ったみんなの公園、防災機能を備えた公園など、時代のニーズに合った総合的な公園として再生を図りました。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 公園や緑地については、市民の健康増進や憩いの場として利用を促進します。また、市民に潤いのある生活空間を提供するため、公園の新設や再整備に努めます。
- (2) 老朽化した公園施設については、予防保全やバリアフリーを考慮した補修等を行うことで、愛される公園や緑地を目指すとともに、市民との協働による維持管理に努めます。
- (3) カルチャーパークは、人々が「元気・健やか・いきいき」を実感できる公園として、利用者の安全、安心と利便性の向上を図るため、施設の維持管理に努めます。

2 目指すまちの姿

公園や緑地が「憩い・ふれあい・遊び」の場として、多くの市民に利用され、市民との協働により管理されています。

3 目標設定

指標名
公園美化ボランティア（里親制度）の団体数

4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	カルチャーパークの適正な維持管理
2	公園の適正な維持管理
3	公園美化推進活動の支援
4	新設公園の整備

## 《基本施策 1-2-6》 安全でおいしい水の安定供給

### 1 現状と課題

#### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 本市では、昭和40年代から50年代にかけて、小規模水道を統合しながら拡張事業を進めるとともに、昭和51年からは県営水道を導入し、水需要の増加に対応してきました。しかし、現在、集中整備した水道管などの施設に老朽化が目立ち、特に耐震化への遅れが顕著になっています。
- (2) これまで料金業務の包括委託導入による職員の削減や未収金対策、遊休資産の活用や処分などの経営努力に取り組んだ上で料金水準を引き上げながらも安価な水道料金で経営を維持してきました。しかし、景気低迷等による水需要の落ち込みが続く中、料金収入が想定以上に減少し、企業努力だけでは維持できないほど厳しい経営状況になっています。

#### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 水道管など施設の耐震化を計画的に進めます。
- (2) より安全な水道水を供給するため、質・量両面で安心できる水源を確保します。
- (3) 水道施設の更新や耐震化を進めるに当たり、引き続き経営の効率化や遊休資産の活用、未収金の解消に取り組む一方、料金の見直し等に努め、持続可能な経営を進めます。

### 2 目指すまちの姿

耐震力のある水道管や非常時の貯水により、安全な水道水が常に供給されています。

### 3 目標設定

指標名
基幹管路の耐震化率

### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	水の安定供給のための施設整備
2	安心のための水源確保
3	持続可能な水道事業経営

**《基本施策 1-2-7》 健全で安全な下水道の推進と河川・水路の整備**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 事業を効率・効果的に進めるため、市街化区域の汚水整備を優先的・重点的に推進してきました。また、整備から維持管理の節目を捉えて公営企業会計への移行及び、上下水道事業の組織統合について検討しています。
- (2) ライフラインである公共下水道の計画的な増設や維持補修を進めてきました。また、災害時にも業務を継続あるいは早期復旧できるよう、施設の耐震化を推進するとともに、下水道BCP（業務継続計画）を策定しました。
- (3) 多発するゲリラ豪雨などの被害を防止するため、大根川ポンプ場や雨水管きよ等の計画的・重点的な整備を進めています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少や水需要の低減に伴う料金収入の減少などに対応しながら、将来にわたり安定経営が持続できるよう、自らの経営状態を的確に把握・分析した上で、選択と集中の観点から中長期的な視野に立った計画的な経営改善に努めます。
- (2) 生活環境の改善や公共用水域の水質保全の推進、整備済区域の住民負担の公平性や料金収入の確保などの観点から、公共下水道への接続促進に努めます。
- (3) 市街化区域の汚水整備の概成に伴い、整備から維持管理へと転換し、施設の耐震化や長寿命化を含めた適正な維持管理に努めます。
- (4) 人口の減少や水需要の低減等に対応した、終末処理場及び管きよ施設の適正規模の維持に努めます。
- (5) 下水道汚泥処理のあり方や手法について、処理の安定化と熱・電気エネルギーの回収技術の導入など、コストやリスクマネジメントを考慮した検討を進めます。
- (6) 多発するゲリラ豪雨による被害防止のため、公共下水道（雨水）と河川・水路の総合的・一体的な浸水対策に努めます。
- (7) 大根・鶴巻地区については、策定した計画に従い雨水管きよの整備を行います。また、近年の豪雨の状況に対応するため、新たな浸水対策の重点箇所を検討し、整備を進めます。

**2 目指すまちの姿**

公共下水道の目的と効果を市民が理解し、適正な負担のもと、ライフラインとして市民生活に不可欠な公共下水道の施設が適正に維持管理され、良質なサービスが安定的に供給されています。この結果、公共用水域の水質が保全され、安全で快適な市民生活が実現されています。

**3 目標設定**

指標名
水洗化率（公共下水道処理区域内で接続した人の割合）

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	浄水管理センターの再構築の推進
2	大根・鶴巻地区浸水対策事業
3	公共下水道（雨水）整備事業
4	公共下水道（汚水）整備事業
5	管路等耐震化事業
6	河川・水路整備事業
7	公共下水道の安定経営
8	公共下水道への接続の促進
9	河川等の整備促進

【第2編】 地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり【安心・安全の政策】

第1章 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進

《基本施策 2-1-1》 安心して子育てできる環境づくりの拡充

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、社会全体で子育て世代を支援する必要があることから、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」及び「地域の子ども・子育ての充実」を図っています。
- (2) 共働き家庭の増加、女性勤労者の就業形態の変化等の事情により保育所の入所希望者が増えていることから、入所定員の拡大や民間保育所整備への支援を行うとともに、「認定こども園」として幼稚園と保育所の施設利用と機能の一体化を進めることにより、就学前児童の教育・保育環境の整備に努めています。
- (3) 子育てに伴う経済的負担の軽減及びひとり親家庭に対する支援を行っています。
- (4) 子育ての孤立化を要因とするさまざまな悩みや虐待の発生など、支援が必要な家庭や親子が増えている状況から、乳児がいるすべての家庭を訪問し、適切なサービス提供に結び付ける支援を行っています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 保育ニーズに対応し、待機児童の解消に向けて保育所定員の増加を図り、「認定こども園」の一層円滑な施設運営に取り組みます。  
また、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えるため、子育て支援センター「ほげっと21」の拡大等、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。
- (2) 安心して相談を受けられる体制づくりを図り、児童虐待の早期発見・早期対応をさらに進めるため、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の充実を図ります。
- (3) 小児医療費助成については、対象年齢等の助成要件に検討を加える中で、引き続き医療費助成を行います。
- (4) 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」を国及び県と連携し推進していきます。
- (5) ひきこもりで悩む本人とその家族が安心して相談できる環境を整え、就労等へつなげるための支援体制の構築を図ります。

2 目指すまちな姿

安心して子どもを産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることでできるまち、地域社会で子育てを支えていくまちになっています。

3 目標設定

指標名
保育所等利用待機児童数

4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	地域における子育て支援サービスの充実
2	多様な保育サービスの推進
3	放課後児童健全育成事業の推進
4	乳児家庭全戸訪問の拡大
5	養育支援訪問の充実
6	小児医療費助成事業
7	ひとり親家庭等医療費助成事業
8	子ども・子育て支援の推進
9	ひきこもり等支援窓口の設置

**《基本施策 2-1-2》 妊娠・出産期から親子の成長への切れ目ない支援の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

少子化・核家族化が進み、地域の繋がり希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている傾向にあります。また、市民にとって身近な場所で分娩できる施設が少なくなっています。妊婦健康診査費用の一部助成のほか、乳幼児健康診査、育児教室などを開催し、親子の健やかな成長を支援しています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 妊娠から出産、子育てまでの、特に早期に重きを置く必要があり、平成27年度から「妊娠・出産包括支援事業」を開始し、子育て世代包括支援センターの1箇所目として、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出及び母子健康手帳の交付事務、出産をはじめとする各種ケアを保健福祉センターで開始しています。今後、子育て世代包括支援センターを増設するとともに、「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」を実施します。
- (2) 乳幼児健康診査及び各セミナー等における子育て支援の継続及び充実を図ります。
- (3) 子どもを望む夫婦への妊娠前からの医療費助成、妊娠期における健康診査費補助などの継続及び充実を図ります。

**2 目指すまちの姿**

安心して妊娠・出産ができ、子育て世代が「秦野で子育てしてよかった」と思えるまちになっています。

**3 目標設定**

指標名
出産前後の子育て教室に参加する家族の人数
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（1歳6カ月児）

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	安心して妊娠・出産ができる保健体制の充実
2	健診の場を活用した子育て支援の充実

## 《基本施策 2-1-3》 家庭・地域ではぐくむこどもの健全育成

### 1 現状と課題

#### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 少子高齢化、核家族化、情報化等の進展や雇用環境の悪化は、青少年を取り巻くさまざまな環境にも大きな影響を与えており、特に家庭での養育力や地域教育力の低下、また、情報の氾濫やその伝達手段の多様化が青少年に及ぼす影響に対し、地域社会での大人と子どもの交流、非行防止活動や環境浄化活動に取り組んできました。
- (2) 青少年の活動、交流の場であるはだのこども館・表丹沢野外活動センター・児童館を安心、安全に利用できるよう施設管理を行うとともに、家庭・学校・地域と連携し、集団活動やさまざまな交流事業、自然・社会体験学習等を行っています。

#### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市、家庭、学校、地域等が連携した定期的又は必要に応じたパトロールの実施など、問題発生 of 未然防止、早期発見、早期対応等に取り組む、青少年の健全化育成活動の推進を図ります。
- (2) より多くの青少年が集団活動やさまざまな交流事業、自然・社会体験学習等ができるよう、本市の特性を生かした事業の実施や施設の提供を行います。
- (3) 青少年や市民の要望に的確に応えるとともに利用者の利便性を向上させるよう、施設の多機能性を考慮した整備を進めます。

### 2 目指すまちの姿

市、家庭、学校、地域等の連携・協力により、すべての青少年が周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、健やかに成長しています。

### 3 目標設定

指標名
自然・社会体験学習等参加者数
表丹沢野外活動センター年間利用者数

### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	表丹沢野外活動センターの利便性及び機能の充実
2	はだのこども館の利便性及び事業の充実
3	表丹沢野外活動センターの事業の充実
4	子どもの遊び場の整備、研究



## 第2章 心のかよいあう福祉の推進

### 《基本施策 2-2-1》 助けあう地域福祉の充実

#### 1 現状と課題

##### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 少子高齢化の進展や核家族化を背景に、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、すべての人が共に支え合い、安心して地域で暮らせるまちづくりを進めるため、地域福祉活動の充実に努めています。
- (2) 市民のボランティア活動に対する関心が高まっていることから、市民、事業者、行政が連携し、福祉に対する理解を深め、市民の自発的な意思が行動に結びつくよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の活性化に取り組んでいます。

##### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 地域住民・事業所・ボランティアによる地域福祉活動の充実に図るため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の担い手となる人材の育成を推進するとともに、福祉ボランティア団体活動の活性化と周知に努めます。
- (2) 地域における見守りや助け合い活動を推進します。
- (3) 民生委員児童委員や自治会、福祉関係機関などと連携し、福祉に関する情報の周知に取り組みます。
- (4) 超高齢社会が到来する中で増加する認知症や知的・精神障害の方が、地域の中で安心して生活できるようにするため、成年後見制度の利用支援体制を整備します。

#### 2 目指すまちの姿

多くの人が地域福祉活動に参加し、誰もが地域の中で安心して生活できるようになっています。

#### 3 目標設定

指標名
社会福祉協議会へ登録したボランティア団体数
成年後見事業において法人後見を受任できる法人数

#### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	地域福祉活動体制の充実
2	市民への情報提供の充実

**《基本施策 2-2-2》 安心して暮らし続けられる高齢者等への支援**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 高齢になり介護が必要になっても、住み慣れた地域・家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防の強化に取り組んでいます。
- (2) 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の人が、地域から孤立せず、安心して暮らせるよう見守り体制の強化を図っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 高齢者ができるだけ寝たきりや認知症にならないよう、身近な地域で気軽に参加できる介護予防や自立支援に繋がる介護予防の取組みを強化するとともに、地域団体や住民ボランティア等が地域で継続的に介護予防活動を展開できるよう支援します。
- (2) 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たに「認知症の支援対策」「多様な生活支援対策」「在宅医療・介護連携」に向けての取組みを実施し、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- (3) ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者だけの世帯の人などが、地域から孤立することがなく、安心して暮らし続けられるよう、地域における見守りやサポート体制の構築に努めます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 高齢者が心身共に健康で生きがいを持って生活し、介護を受ける時期を遅らせることができます。
- (2) 認知症や介護が必要な状態になっても、地域全体で高齢者を支えるネットワークが構築されており、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

**3 目標設定**

	指標名
	要介護等認定率

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	関係機関との連携による認知症対策の充実
2	地域高齢者支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの充実
3	ひとり暮らし高齢者等の安全・安心の確保

**《基本施策 2-2-3》 自律した生活を支援する障害者福祉の充実**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 高齢化の進展に伴い障害者数が年々、増加傾向にある中、発達障害など新たに支援を必要としている人が増加しています。
- (2) 「一人ひとりを大切にする」ことを基本理念として、障害者が住み慣れた地域で生き生きと自律した生活を送ることができるよう、相談支援をはじめとした地域の障害福祉施策を推進しています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 障害者が「その人らしく暮らす」ことができるよう、障害者の自己選択・自己決定を尊重し、障害者の視点に添った支援を目指します。そのため、市民や地域など社会全体で支え合う環境づくりや一人ひとりのライフステージ・障害特性に応じた施策に取り組んでいきます。
- (2) 障害者の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行や観念等の除去を進めるため、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図っていきます。
- (3) 障害者が地域で安心して生活し続けることができる体制づくりの一環として地域生活支援拠点の整備に取り組んでいきます。

**2 目指すまちの姿**

市民、地域、行政など社会全体で障害者を支え、障害者も支え合うことにより、すべての人がお互いに理解しあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしています。

**3 目標設定**

指標名
グループホーム入居者数
障害者の就労移行者数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	民間社会福祉施設整備に対する支援
2	自己選択・自己決定・自己実現を図る仕組みづくり
3	地域での暮らしを重視した支援体制の充実
4	自分らしい自律に向けた生きがいづくり
5	安心・安全に暮らせるまちづくり

**《基本施策 2-2-4》 安定した暮らしを確保する生活困窮者及び住宅困窮者への支援**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 生活困窮者に対し最低限度の生活を保障するため、生活保護の適正な実施に努めるとともに、被保護世帯への就労相談員による就労支援等を実施しています。
- (2) 学習支援事業や生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立相談支援事業の実施など社会的・経済的自立に向けた支援に努めています。
- (3) 市営住宅を適切な状態で使用できるよう維持・保全を行っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化及び貧困の連鎖の防止を図るための必要な支援を行うとともに、生活保護の必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持し、就労による自立の促進、健康・生活面等に着眼した支援を行う必要があります。
- (2) 市営住宅は長期にわたり、良好な状態を維持するために、建物の適切な改修を行っていきます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 社会保障全体の在り方の見直しが行われ、低所得者であっても生活に困窮することなく、また、離職等で生活保護を受けるようになっても、就労支援策等により保護から早期に抜け出すことができ、住み慣れた地域で経済的に自立した生活を送っています。
- (2) 市営住宅に入居する人の居住環境の向上を図り、安心して生活できる環境づくりを目指しています。

**3 目標設定**

指標名
就労による経済的自立世帯数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	就労支援事業
2	生活相談・自立支援事業
3	生活保護取扱基準の見直し
4	老朽化木造戸建市営住宅集約事業
5	市営住宅長寿命化事業

### 第3章 健康で暮らせる環境づくりの推進

#### 《基本施策 2-3-1》 健康づくりの推進

##### 1 現状と課題

###### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 近年では若年層にまで生活習慣病が増加する傾向があるため、生活習慣の改善を中心とした健康増進、発病予防等の一次予防に重点を置き、個人の健康づくりの支援をしています。
- (2) 市民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるため、市民健康診査やがん検診を定期的に受診するよう啓発などに努めています。
- (3) 新たな感染症である新型インフルエンザ等への対策として、関係機関と連携を図るとともに、市民への情報提供、相談窓口の開設などにより、感染のまん延防止を図っています。

###### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防の重要性などの情報提供や、食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発、特に若い世代への取組みを強化し、疾病の重症化予防も含めた生活習慣病対策を進めるほか、さわやか体操（秦野市民体操）など地域ぐるみで取り組む健康づくり運動の推進を図ります。
- (2) 健（検）診の受診率の低い若い世代への取組みを強化して理解を深めるとともに、定期的な受診が増えるよう普及啓発を進めるほか、特定健康診査、特定保健指導と健康づくり運動事業を連携して、より体系的、効果的に実施するための体制整備を進めます。  
また、国が掲げるがん検診受診率の目標値を達成するためにも引き続き普及啓発を行います。
- (3) 新たな感染症への対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画と今後作成する対応マニュアルを活用して市民の健康保持に役立てます。また、感染症予防にはワクチン接種が有効であることから、感染症に対する正しい知識と予防接種の有用性について広く市民に啓発していきます。

##### 2 目指すまちの姿

市民一人ひとりが健康に関する正しい知識と習慣を身につけ、仲間とともに健康づくりに励んでいます。

##### 3 目標設定

指標名
女性特有のガン(乳がん・子宮頸がん)検診受診率
ご近所体操会と丹沢あおぞら体操会の参加者数

##### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	メタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防
2	地域ぐるみで取り組む健康づくり運動の推進
3	疾病の早期発見及び予防の推進
4	各種予防接種に対する啓発活動
5	感染症に対する正しい知識の普及啓発及び健康危機管理体制の整備

《基本施策 2-3-2》 スポーツ・レクリエーション施策の推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

- (1) 健康志向が高まり、身近で気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えています。
- (2) スポーツ・レクリエーション関係者、団体と連携を図り、各種教室や大会の開催、活動場の確保など、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めています。
- (3) 陸上競技場トラックを日本陸上競技連盟第3種公認競技場に改修したほか、野球場電光掲示板の改修、各スポーツ施設のトレーニング機器の更新などにより、安全・安心なスポーツ施設の維持に努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、多様化するスポーツ・レクリエーション活動のニーズに応じるため、「スポーツ基本計画」（文部科学省）、「アクティブかながわ・スポーツビジョン」（神奈川県）、「秦野市スポーツ推進計画」等に基づき、スポーツ・レクリエーション施策の推進を図ります。
- (2) 施設劣化診断結果に基づく長期修繕計画を策定し、効果的、効率的な修繕を実施し、安全・安心なスポーツ施設の維持に努めます。

2 目指すまちの姿

子どもから高齢者までが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合わせたスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、心身共に健康に暮らしています。

3 目標設定

指標名
週30分以上スポーツ・レクリエーション活動をする市民の割合

4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	スポーツ・レクリエーション施策の推進
2	スポーツ施設などの改修

**《基本施策 2-3-3》 楽しみ学ぶ食育の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 子どもや若い世代を中心とした朝食の欠食や孤食、栄養摂取の偏りなどの懸念が高まっています。
- (2) こども園や幼稚園、小学校・中学校において食育活動を行うとともに、学校給食では新鮮で安全な食材として地場産品を利用し、地産地消の推進を図り、また、農業者と地域・学校等が連携した農業体験を通して「食」と「農」に関する理解を深めています。
- (3) はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）を平成24年度に策定し、平成27年度には第2次計画として改定を行っています。
- (4) 主に市の委託事業を担っている食育に関する市民団体では、高齢化等の理由により増員は困難な傾向にあります。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 市、市民と関係機関との連携を強化するとともに、栄養相談、離乳食・幼児食セミナー、食育講演会、こども園・幼稚園での活動等により食育推進事業を継続し、充実を図ります。
- (2) 食育に関する施策を有機的に展開していくため、第2次はだの生涯元気プランの進行管理を行うとともに、関係機関との連携を強化します。また、地域における食に関する活動団体の育成に努めます。
- (3) 食育キャラクター「ボンチーヌ」を活用した食育の啓発に努めます。
- (4) 地場産品を利用していくことについては、天候等の理由により計画通り供給ができない場合や、生産者が少ない地域があるなど課題はありますが、給食の献立を工夫し、学校給食への地場産品の供給拡大のため、関係機関との連携強化と供給団体の育成に努めます。

**2 目指すまちな姿**

市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、生涯食育を推進することで心と身体の健康をはぐくみ、恵まれた自然環境の中で「食」を通じてつながっています。

**3 目標設定**

指標名	
	朝食を食べない3歳6か月児の割合
	学校給食における地場産品を使用する割合

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	食を担う人材育成
2	食を通じた健康づくり
3	地域に根ざした食育の推進

《基本施策 2-3-4》 地域医療体制の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 市内の病院でも深刻な問題となっている看護師不足に対応するため、将来、市内の医療機関等に就職する意志のある者に対し、修学等資金の貸与を行う医師会の取組みに補助金を交付することにより、医療体制の維持を支援しています。
- (2) 多様化する市民の医療ニーズに対応するため、医師会、医療機関等との連携を深めるとともに、休日・夜間の救急診療の充実に努めています。
- (3) 医師会等の協力を得て災害発生時における治療及び医療機関での受入体制を整えています。
- (4) 市内で分娩可能な施設が少ないため安心して出産できる体制の整備が必要です。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市民が安心して身近に医療を受け、日常的な健康管理を進められるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた医師会での取組みを支援します。
- (2) 救急医療の役割分担と連携のもと、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう体制整備に努めます。
- (3) 休日・夜間も含めすべての疾病や負傷に迅速に対応できるよう、輪番制や近隣市との連携による救急医療体制の強化を図ります。
- (4) 災害時に備え、医療救護体制とともに医療器具や医薬品の備蓄を充実させていきます。
- (5) 市内で安心して出産できる体制の整備及び維持に対する支援策に取り組みます。

2 目指すまちの姿

市民が身近なところでいつでも安心して適切な医療サービスを受けることができています。

3 目標設定

指標名
看護師従事者数
かかりつけ医を持っている人の割合

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	秦野赤十字病院の整備支援
2	小児から成人までの救急医療体制の充実
3	災害時における医療体制の充実
4	かかりつけ医定着化の促進
5	看護師確保の支援
6	周産期 <sup>(※1)</sup> 医療体制の整備及び維持に対する支援

※1 妊娠22週から出生後6日までの期間



第4章 医療・介護・年金の健全運営

《基本施策 2-4-1》 医療保険の健全運営

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 国民健康保険事業は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であるという構造的問題に加え、急激な高齢化の進行や医療の高度化等による医療費の増加、被保険者にかかる国民健康保険税負担の重さによる収納率の低下などにより、財政運営は極めて厳しい状況にあります。
- (2) 国においては持続可能な医療保険制度を構築し、国民健康保険制度の安定化のため、財政支援の拡充により、財政基盤の強化を図るよう医療保険制度改革に取り組んでいます。
- (3) 保険税の滞納対策、レセプト<sup>(※1)</sup>点検の強化、ジェネリック医薬品の使用促進及び特定健康診査及び特定保健指導の充実を図り、医療費の適正化に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなど、医療保険制度改革の動向を踏まえ、国民健康保険事業の安定化に努めます。
- (2) 都道府県が財政運営の責任主体となることに伴い、都道府県が県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進し、市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、保険税の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施します。
- (3) 医療費適正化に向け、医師会、薬剤師会等の協力を得ながらジェネリック医薬品の使用促進に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導の充実を図ります。また、レセプト点検については、さまざまな点検方法を実施しながら点検強化に努めます。
- (4) 現年保険税の徴収率向上対策を重点とし、口座振替の推奨、滞納者への個別訪問や催告書送付の充実を図るなど、納税相談者へのきめ細かな対応を行います。

2 目指すまちの姿

市民の健康が増進し、また、医療費に対する関心が高まることで、安定的で健全な国保運営が行われています。

3 目標設定

指標名
国民健康保険税徴収率
後発医薬品(ジェネリック)の使用率(一般/数量ベース)

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	ジェネリック医薬品の使用促進
2	特定健診・特定保健指導の受診率及び利用率の向上
3	レセプト点検の強化
4	国民健康保険税徴収率向上

※1 保険医療機関等が被保険者の診療又は調剤を行ったときの医療費を保険者に対して請求する診療報酬請求書又は調剤報酬請求書に添付する書類

**《基本施策 2-4-2》 介護保険の健全運営**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

高齢者が住み慣れた地域で介護保険サービスを受けられるよう、第5期高齢保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度から26年度）に基づき、日常生活圏域（東部・中部・西部）の施設サービスの均衡を図るため、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を促進しています。

また、介護サービスの質の向上に向けた研修事業等を継続して実施しています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 団塊の世代が75歳となる平成37年に向けて介護保険制度を適正に維持できるよう、給付と負担のバランスを考慮したサービスの提供に努めることが求められます。
- (2) 介護保険法の改正により、市の介護保険事業者への指導権限が拡大されることから、事業所の質の向上を図り、市民が、安心して適切なサービスを受けられるように努める必要があります。
- (3) 介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、地域づくりの視点から、多様なサービスを提供できる体制を整える必要があります。

**2 目指すまちの姿**

市民が身近なところで適切で質の高いサービスを受けられるように介護保険制度を安定的に運営していきます。

**3 目標設定**

指標名
介護保険料徴収率

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	介護保険サービスの充実
2	介護サービスの質の確保と情報提供
3	介護予防・日常生活支援総合事業の実施

**《基本施策 2-4-3》 国民年金の啓発・加入促進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

高齢化社会の到来の中で市民が老後等に安心した生活を送れるようにするため、現行の年金制度などについて日本年金機構と連携し、窓口でのていねいな対応を心がけ情報提供、請求事務などの業務を行っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

市民に対し、現行制度及び今後の国民年金制度改正について、日本年金機構とより一層の協力連携を図ることにより情報把握に努め、ていねいで正確な情報提供を実施し啓発・加入促進につなげます。

**2 目指すまちの姿**

市民が安心した生活をおくることができるよう、日本年金機構と協力・連携し正確な国民年金制度の情報提供を行います。

**3 目標設定**

指標名
本市における国民年金受給者数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	国民年金の啓発・加入促進

## 第5章 安心で安全な市民生活の実現

### 《基本施策 2-5-1》 災害や危機への備えの充実

#### 1 現状と課題

##### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 東海地震等の南海トラフ巨大地震など大地震の危険性が指摘され、また、大型台風や集中豪雨などによる風水害が多発化していることから、より実効性の高い防災・減災体制の確立を目指すため、防災行政無線のデジタル化、防災備蓄倉庫の整備などハード面の対策に加え、地域主体の総合防災訓練の実施、避難行動要支援者対策、建築物の耐震化補助を含む啓発などソフト面の対策を行っています。
- (2) 大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶により、災害対応力の低下が懸念されることから、市民の災害自助力を醸成するため、自治会や各種市民団体を対象とした防災講演会や各種防災訓練等を実施するとともに、応急復旧対策活動の充実を図るため、他の自治体や民間企業等との間で協定を締結し、災害時の応援協力体制を整えています。
- (3) 大規模な事件・事故や感染力の高い疾病の流行など、平穏な暮らしを脅かすさまざまな危機の発生が懸念されていることから、危機管理基本マニュアルを策定し迅速・的確な危機対応に努めています。

##### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 総合防災訓練のほか各種防災訓練では、地域特性を踏まえた市民参加型の実践訓練を実施します。
- (2) 市内23箇所の広域避難所の環境整備に取り組むとともに、避難所運営委員会の機能強化を図るなど、円滑な避難所運営体制の構築に努めます。
- (3) 要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者の情報を適切に管理するとともに、自治会を中心に避難支援等関係者の連携体制を整えることで、避難行動支援に係る実践力の向上を図ります。
- (4) 災害時相互応援協定を締結している各自治体との間では、継続的な相互応援体制の強化を図るとともに、防災関係団体や市民の活発な交流を推進しながら、災害対応力の向上につなげます。
- (5) 建築物への耐震診断、補強工事等に対する助成等により、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進するとともに、地震災害応急対策として、応急危険度判定士等の養成及び定期的な実施訓練を行うことで、地震に備えたまちづくりに努めます。
- (6) 関係機関との情報共有や連携強化に向けた訓練等を実施するとともに、危機事案ごとの個別マニュアルに基づく職員研修を行うなど、危機管理意識の向上と実践力の強化に努めます。

#### 2 目指すまちの姿

市民総ぐるみの防災対策が充実し、みんなで支え合い安心・安全に暮らせるまちづくりが進んでいます。

#### 3 目標設定

指標名
総合防災訓練等の子どもの参加者数
防災講演会等の開催回数

#### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	防災行政無線(受信局)の設置
2	地域防災体制の整備・強化
3	災害応急体制の充実
4	災害予防の促進
5	建築物の耐震化の促進と地震後の対策の推進

**《基本施策 2-5-2》 暮らしの安心を支える消防・救急体制の充実**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取り組み》**

- (1) 地球温暖化による異常気象により発生する自然災害や、複雑かつ多種多様化し、大規模化する災害、また、切迫性が危惧される大規模地震等に対して、消防や救急の迅速で確実な対応が市民から求められています。
- (2) 自家用給油所などの消防施設や消防車両の整備及び消防通信機器の更新を計画的に実施するとともに、救急救命士を養成し、消防・救急体制の強化を図っています。  
また、家庭や事業所での火災予防の促進、消防団拠点施設の建替え等により、地域の防災力の向上に取り組んでいます。
- (3) 安心・安全な「救急救命都市はだの」を目指して応急手当の普及啓発に努めています。

**《今後の課題や取り組みの方向》**

- (1) 新東名高速道路の開通と高齢化に伴う消防・救急体制に、的確かつ確実に対応できる消防組織体制の強化を図ります。
- (2) 消防車両の整備及び更新、大規模災害時に有効な消防水利の新設、消防団拠点施設の建替えを進め、総合的な防災力の向上を図ります。
- (3) 救急救命士の養成、応急手当普及員制度や救急救命認定施設表示制度を推進し、救急救命体制の充実に努めるとともに、医療機関との連携の強化も図ります。
- (4) 消防通信機器の適正な維持管理に努めます。
- (5) 住宅防火対策として、火災警報器の寿命や電池切れによる設置率の低下を防ぐとともに、住宅用防災機器（警報器、消火器、スプリンクラー等）の設置について普及啓発を図ります。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 消防・救急体制がより充実し、また、家庭での火災予防への意識の向上や応急手当の知識が普及し、多くの市民が安心して暮らしています。
- (2) 地域防災力の中核として消防団が活動しています。

**3 目標設定**

指標名
救命講習受講者率

**4 主な取り組み**

No.	主な施策・事業
1	消防車両・消防施設・設備の充実
2	消防団施設や組織の強化
3	救急高度化の推進
4	応急手当の普及と啓発
5	火災予防の推進

**《基本施策 2-5-3》 地域の交通安全・防犯対策の充実**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 高齢者がかかわる交通事故の割合は増加傾向にあります。こうした状況から、さまざまな年齢層や地域等を対象に啓発活動を行っています。また、駅周辺で啓発指導を行い、放置自転車の減少に努めています。
- (2) 市民・警察・各防犯活動団体が連携し、防犯対策を推進しています。防犯パトロール、児童の見守り活動などを行うとともに、街頭キャンペーン、防犯研修会などにより意識啓発を行っています。また、多数の市民が往来する市内3駅の自由通路や商店街などに防犯カメラの設置を進めています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 交通安全教育を関係団体等と連携して行い、特に、高齢者を対象とした啓発活動を進めます。また、引き続き放置自転車や違法駐車への減少に向けた指導や啓発活動を行います。
- (2) 防犯意識のさらなる高揚、効果的な情報提供を図るとともに、地域防犯力の向上を図ります。また、防犯カメラの効率的な設置など犯罪を起させない環境整備に努めます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 交通安全への意識が高まり、交通ルールの遵守やマナーが向上しています。
- (2) 犯罪の発生や被害が減少し、市民が安全に安心して生活しています。

**3 目標設定**

指標名
交通事故発生件数
年間犯罪発生件数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	交通安全の啓発と教育推進事業
2	自転車安全対策の充実
3	違法駐車防止取り締まり強化の要望及び関係団体と連携した啓発活動の推進事業
4	防犯活動の推進
5	自治会等との協働による防犯灯の設置及び維持管理
6	防犯情報の提供の充実
7	防犯カメラの設置及び維持管理

**《基本施策 2-5-4》 安心できる消費生活の支援、市民相談の充実**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 消費者を取り巻く環境は複雑化、多様化し、新たな商品取引や悪質商法による消費者トラブルの増加、食品や商品への安全性などに対する不安拡大が問題になっています。消費者の被害が依然として後を絶たない状況にあり、消費者啓発及び相談体制の充実に努めています。
- (2) 市民が抱えるさまざまな問題に対応するため、弁護士や司法書士、市民生活相談員など、専門家による相談を実施しています。平成25年度からは、行政書士による相談回数を増やし、平成27年度からは、税理士相談を新設し、相談体制を整えました。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) より複雑化、多様化する消費者問題に対し、情報提供の拡大や知識の普及を目的に、特に被害が多い高齢者や、今後、自身で判断する機会が増える若者を対象に講座や教室を開催し、消費者トラブルの未然防止、減少に努めます。また、消費者からの相談・苦情やあっせんに適切に対応できる相談体制を充実させるとともに、相談員研修を積極的に受講することにより、相談員の質の向上に努めます。
- (2) 増加する近隣トラブルや複合的な悩みなどの市民ニーズや社会変化に応じて、新たな専門相談の実施、相談日や相談体制の充実に図り、市民が抱える問題の早期解決に向けた支援を強化します。

**2 目指すまちの姿**

新しい知識の普及や情報提供が進み、被害者が減少しています。また、必要な時に各種の専門的な相談が受けられ、問題の解決策を早く見出すことができます。

**3 目標設定**

指標名
消費者教室・講座等の開催件数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	消費啓発事業の充実
2	消費生活相談の充実
3	専門相談体制の充実
4	外国籍市民相談窓口の充実

【第3編】 産業活力を創造し多彩な魅力に出会えるまちづくり【活力・成長の政策】

第1章 地域に根ざした活力ある工業の振興

《基本施策 3-1-1》 企業誘致と創造的な企業活動への支援

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 県内の景気は、平成26年4月の消費税率が8%へ引き上げられたことによる駆け込み需要の反動などの影響も和らぎ、緩やかに回復していくことが期待されていますが、市内中小企業においては、景気回復の実感は乏しく、景況調査では悪化傾向にあります。
- (2) 工業振興施策の方向性や指針を示す「工業振興基本計画」を策定するとともに、企業誘致条例に基づき、企業誘致の促進に取り組むことにより、既存企業の市外への流出防止を図っています。
- (3) 中小企業への金融支援や人材育成の支援を行うとともに、新製品・新技術開発や事業化を促進するため、産学公連携事業を推進しています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 新東名高速道路（仮称）秦野SA周辺の土地利用による企業誘致を図るとともに、引き続き市内既存企業の市外流出防止を図る必要があります。
- (2) 中小企業への金融支援制度、人材育成の取組み支援については、より効果的な制度に随時見直し、充実を図るとともに、産学公連携の推進のため、有益情報の提供や交流機会の創出に努め、新技術・新製品の研究開発に対する支援制度の充実を図る必要があります。
- (3) 商工会議所等との連携による、企業の経営相談や創業、企業に対する支援制度の充実を図る必要があります。

2 目指すまちの姿

企業が元気で、市内工業の持続的な発展により、地域経済が活性化しています。

3 目標設定

指標名
製造品出荷額等（工業統計調査）

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	産業用地の確保と企業誘致
2	工業系未利用地への企業誘致及び企業の施設再整備への支援
3	中小企業の経営の安定化、向上を促進するための金融支援
4	中小企業の人材育成への支援
5	中小企業の優秀な技術、製品の広域的な受発注取引の促進
6	新技術、新製品の研究開発の促進
7	県、産業振興センター、商工会議所との連携による中小企業の経営革新の促進、起業家支援

《基本施策 3-1-2》 雇用、就労への支援

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 県内の雇用情勢については、一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっています。市内企業では、従業員の増加を予定している企業数が減少を見込む企業数を上回り、給与引き上げについても、実施予定の企業数が予定していない企業数を上回る状況にあります。
- (2) 神奈川労働局や県事業を活用するほか、公共職業安定所と連携して、職業相談や職業紹介を実施しています。

《今後の課題や取組みの方向》

ハローワークや神奈川労働局、県等の関係機関との連携をより一層強化し、雇用の創出や女性、若年者、定年を迎えた中高年者、障害者などの就労支援等に取り組むとともに、不本意非正規雇用<sup>※1</sup>を解消する必要があります。

2 目指すまちの姿

多様な働き方が選択でき、安定した雇用、就業機会が確保されています。

3 目標設定

指標名
ふるさとハローワークにおける就職率

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	求職者の就職支援及び就業機会の確保
2	女性、若年者、高齢者及び障害者の雇用促進及び不本意非正規雇用の解消
3	福利厚生事業への支援
4	労働関係機関との連携による労働環境の整備・改善の促進
5	県立西部総合職業技術校と市内企業等との連携推進

※1 正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者



## 第2章 魅力とにぎわいのある商業の振興

## 《基本施策 3-2-1》 意欲もてる商業経営への支援

## 1 現状と課題

## 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 景気は緩やかな回復基調が続いているものの、市内の商業にとっては依然として厳しい状況が続いています。また、商店街においては後継者が不足し、経営者の高齢化が進み、空き店舗が増えています。
- (2) 空き店舗活用補助、人材育成及び金融機関と連携した資金融資等の助成や支援事業を行うとともに、個店の魅力を発信する機会を設けています。

## 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 新規顧客の獲得やリピーター増に向けた、個店の自助努力を促すとともに、個店の魅力を消費者に発信する機会の拡大に努めます。
- (2) 意欲のある事業者や若手事業者による、商店街の枠にとらわれない柔軟性のある事業者ネットワークの確立のための支援を行います。
- (3) 個店の魅力回復及び事業者の意欲向上を図るため、秦野産材を活用した商店街店舗の改装等に対する支援を行います。

## 2 目指すまちな姿

個店では大型店にないものやサービスが提供され、個店それぞれが元気で、商店街全体が活性化しています。また、商店や商店街がコミュニティの中心として出会いや交流の場、情報提供や交換の場としての役割を果たしています。

## 3 目標設定

指標名
商店会店舗数（商連加盟の店舗）

## 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	商店街空き店舗活用への支援
2	商人魂お役立て講座の充実
3	経営相談への支援
4	経営者人材育成の促進

**《基本施策 3-2-2》 人にやさしいにぎわいのある商店街づくりへの支援**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 大型店との競合やインターネットによる商品購買など消費者のライフスタイルや環境の変化に伴うニーズの多様化、高度化とともに、経営者の高齢化や後継者不足などにより商店街が空洞化し、難しい商業環境にあります。
- (2) 販売促進事業、商店街の環境整備及び組織づくりの強化に係る事業について、助成や支援を行うとともに、地域ブランド品の育成事業を行っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 商店街ごとの特性を生かした商店街活性化策を検討し、特色のある商店街づくりのため、挑戦意欲のある後継者等の人材育成を促進するための支援を行い、組織力の向上を図ります。
- (2) はだのブランドの普及及び拡充を図るため、商業者に対して認証のための啓発活動を促進するとともに、各種イベントにおいてブランド品のPR活動を推進します。
- (3) 販売促進のためのイベント開催時のにぎわいを、普段のにぎわい、活性化につなげる取組みが必要です。

**2 目指すまちの姿**

地域特性を生かした魅力ある商店街づくりの促進により、多くの人々が集い、にぎわいのある商店街になり、市内で商品を買う人が多くなっています。

商店や商店街がコミュニティの中心として出会いや交流の場、情報提供や交換の場としての役割を果たしています。

**3 目標設定**

指標名
小売業年間商品販売額（経済センサス活動調査）

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	地域ブランド等育成事業の推進
2	販売促進事業への支援
3	4 駅周辺の商業環境の形成
4	商店会等の組織力向上の促進
5	商店街共同施設設置への支援

## 第3章 観光資源の活用と創出による観光の振興

## 《基本施策 3-3-1》 観光資源の魅力の向上と活用

## 1 現状と課題

## 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 都市近郊に位置し、交通至便の地にある本市は、丹沢表尾根に代表される豊かな自然、鶴巻温泉、「名水百選」の一つに数えられる湧水群など、観光資源に恵まれています。
- (2) 本市を訪れる観光客の約9割が日帰り観光であり、観光資源を生かすため、鶴巻温泉駅北口周辺の整備や震生湖周辺の環境改善に取り組んでいます。

## 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 都市近郊にある立地条件を生かして、多くの日帰り観光客を誘客するため、重要な観光資源に付加価値を与えることで、秦野の魅力を上向きさせ、地域の特性に応じた活用を図る必要があります。  
また、県や近隣市町村と連携して、広域による観光資源の魅力向上と活用を図る必要があります。
- (2) 本市を代表する観光資源である丹沢で、さらなる山の魅力を創出する整備を進め、観光振興を図る必要があります。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、今後増加が予想される外国人観光客のニーズに対応するため環境整備を行う必要があります。

## 2 目指すまちの姿

日帰り観光客を中心とした入込観光客数の増加に伴い、にぎわいが創出され、消費活動への結び付きから、地域経済が活性化しています。

## 3 目標設定

指標名
観光客数
観光消費額

## 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	源泉を活用した魅力ある新たな観光資源の創出
2	水・緑・人が織りなす震生湖周辺の整備
3	頭高山周辺の整備
4	花のある観光地づくりの推進
5	秦野戸川公園周辺の観光資源を活用したハイキングコースの設定

## 《基本施策 3-3-2》 協働と連携による観光振興の充実

### 1 現状と課題

#### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 多様化する余暇活動や観光客のニーズを踏まえ、団塊の世代を始めとする各層の誘客を図るため、ソフト面での新たな観光資源の創出が求められています。
- (2) 観光振興等に関する基本協定を締結している市観光協会との連携により、観光案内宣伝の充実・強化、観光行事の充実などに努めています。

#### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市観光協会、地域、企業等との連携を強化し、観光宣伝、観光案内、誘客等をさらに推進する必要があります。
- (2) 自然環境への関心の高まり、健康志向、本物志向、体験・学習を伴う観光需要の高まりなどを受け、ソフト面での新たな観光資源を創出し、活用していく必要があります。
- (3) 新東名高速道路の建設に伴う拠点整備や、観光資源の情報発信に取り組むとともに、今後増加が予想される外国人観光客に対応するため、パンフレット等の多言語化に取り組む必要があります。

### 2 目指すまちの姿

観光関係団体、地域、企業等との協働・連携による観光振興策の推進により、市民力による観光地づくりの促進及び支援がされています。

### 3 目標設定

指標名
観光ボランティアの人数

### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	市観光協会との連携強化
2	表丹沢登山の安全対策強化

**《基本施策 3-4-1》 農業経営の安定化と農地保全**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 「農」の担い手の高齢化、後継者不足は深刻な問題であり、燃料・資材費の高騰など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。「はだの農業支援センター」を主体に、新たな担い手の育成・確保、営農相談などの合理的・効率的な支援を行っています。
- (2) 農地の荒廃化・遊休化の原因となる鳥獣被害に対して、防除ネットの設置など被害防除対策を実施しています。また、「人・農地プラン」による農地の有効活用や、農道等の基盤整備により、農業機械の効率的な活用と農作業の省力化を図っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 市民農業塾を中心とした多様な農の担い手の確保・育成を図るとともに、新規青年就農者の確保に努めます。また、地元農業者との共存共栄が可能となる法人参入を促進します。
- (2) 近隣自治体と連携した鳥獣被害対策を実施するとともに、農道等の基盤整備により、農業機械の効率的な活用と農作業の省力化を引き続き図ります。  
また、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地集積を図るとともに、新規の農振農用地指定受託者に対する経済的支援を行うことによって、優良農地の確保・保全に努めます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 本市の農業を支えてきた中核的農業者が、経営基盤強化による作業の省力化を果たすことによって依然として第一線で活躍する一方、新規青年就農者の経営も軌道に乗り始め、新旧の担い手により農業が活性化しています。
- (2) 有害鳥獣による農作物被害の減少と農地の集積化、優良農地面積の増加によって、荒廃・遊休農地が大幅に減少し、適正な農地の確保・保全がなされています。

**3 目標設定**

指標名
認定農業者 <sup>(※1)</sup> の経営改善計画の達成率

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	農とみどりの整備事業（農道整備）
2	地域営農活性化の推進
3	中核的農業者の育成支援
4	「農」の担い手育成・確保対策の推進
5	鳥獣被害対策の推進

※1 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の経営指標（年間農業所得額が1経営体当たり概ね650万円、年間労働時間が1,800から2,000時間）の達成を目指して、農業者が作成した「農業経営改善計画」を市が認定した農業者

**《基本施策 3-4-2》 地産地消及び交流型農業の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 消費者の農や食に対する関心が高まるなか、幅広い地産地消の普及・定着を推進してきました。学校給食などへの地元農産物の供給や、食と農に関する情報提供に取り組んでいます。
- (2) 趣味や生きがいとして農業をやりたいという市民が増加している一方、営農環境や農業収益の悪化により、農業の魅力が低下しています。市民農園の開設や観光農園への支援、体験型農業を実施し、農家と市民の相互交流を図っています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 安全・安心な農産物、新鮮でおいしい農産物の生産・供給を図るとともに、地場農産物の消費拡大に向け、生産量の増加や新たな特産物の導入に努め、さらなる情報発信を含め、身近で地元農産物を購入できる環境整備を行います。
- (2) 地理的優位性を生かした、観光農業や体験型農業の推進による収益性の高い農業経営への展開により、農業者や後継者の確保に努めます。また、農業イベントの開催や市民と農業者との交流を図る体験型農業などを通して市民意識の啓発に取り組めます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 地産地消の推進により、市民は、安全・安心に地場農産物を食することができ、生産者も、生産意欲を持って農業経営を行っています。
- (2) 観光農業や体験型農業を実施する農家や団体が増え、市内外から多くの方たちが訪れることにより、飲食業や小売業などへの波及効果で地域経済が活性化されています。

**3 目標設定**

指標名
地産地消サポーター <sup>(※1)</sup> 協力店数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	地産地消の推進
2	観光農業等の推進
3	特産農産物生産振興事業の推進
4	農業者と市民との交流推進

※1 農産物ブランド化推進事業及び、地産地消推進事業の趣旨に賛同し、それぞれの立場で秦野産農産物の生産振興及び消費拡大に有益な活動をする団体・事業所等

**《基本施策 3-5-1》 水源の森林づくりの促進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

木材の搬出コストや木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化が懸念されていましたが、山地の保全、水源環境機能等の保全を図るため、県と市が連携して水源の森林づくり事業を推進しています。

また、平成19年度から県の水源環境保全税が導入され、持続的な森林整備等が行われています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 地場産木材の流通、販売を促進し、地域林業の活性化を図ります。
- (2) 山地の保全、水源環境機能等の保全を図るため、水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収源等の森林の持つ多角的機能の啓発に努めます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 県、森林組合等と連携し、計画的な森林の伐採、搬出等が進み、森林が適正に管理され水源かん養等の機能が発揮されています。
- (2) 木材生産が持続的に行われ、地域ブランド力が高まっており、地場産木材を利用した住宅建築、公共施設整備が行われており、地域産業にも好影響をもたらしています。

**3 目標設定**

指標名
水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）面積

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	林道整備事業
2	地場産木材の普及、活用
3	民有林整備活用事業

## 《基本施策 3-5-2》 里山林の保全・活用

### 1 現状と課題

#### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 全国植樹祭を契機に、市民の森林・里山の循環や保全に対する理解を図っています。
- (2) たばこ栽培の終了、産業構造の変化や燃料革命によって、里山の手入れが遠ざかり、荒廃地化が進んだものの、かつての美しい里山を再生させようと地域住民、ボランティア、都市住民が参加して里地里山保全再生活動が行われており、参加者は年々拡大しています。

#### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 全国植樹祭で培われた市民力を生かしながら、引き続き森林の恩恵を受けることができるよう、持続性ある森林づくりに取組みます。  
また、短期的には新東名高速道路等の完成に合わせ、高速道路周辺の森林づくりを検討していきます。
- (2) 本来、里山は人工的に利用、管理されている山林であるため、生産物を生み出し、その恵みを活用する仕組みの復活に向け取組みます。
- (3) 水源かん養、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収源等の機能をさらに発揮させるため、継続的に里山林の整備を図ります。

### 2 目指すまちの姿

- (1) 森林づくりの実践活動をとおして、市民の環境への理解が深まっています。
- (2) 市民主体の里地里山保全再生活動が持続的に行われており、多くの市民が散策、レクリエーション、環境学習の場として森林・里山を活用しています。

### 3 目標設定

指標名
森林整備事業への市民参加数

### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	市民による森林づくり事業
2	ふるさと里山整備事業



## 第1章 豊かな心と創造性をはぐくむ教育環境づくりの推進

### 《基本施策 4-1-1》 生きる力をはぐくむ教育の推進

#### 1 現状と課題

##### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) これからの子どもたちに必要となるのは「確かな学力（基礎・基本を身につけ、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決する資質や能力）」「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」といった「生きる力」です。子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的、継続的な学習を実践するとともに、連続性のある心の教育や生活指導を進める幼小中一貫教育を推進し、子どもたちの「生きる力」を育成しています。
- (2) 家庭や地域を取り巻く社会環境の変化に伴い、幼児教育や小中学校において求められる教育内容は多様化しています。また、子どもたちの社会性やストレス耐性の低下も指摘されており、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下等を背景とした教育課題が発生しています。このような状況を受けて、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた支援が求められています。

##### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 教育目標の実現を目指し、「生きる力」を子どもたちが身につけるよう、幼児教育、小学校、中学校の円滑な接続を図り、子どもの発達と学びの連続性を保障した幼小中一貫教育をさらに推進する必要があります。
- (2) いじめ、不登校等の課題の背景にある、人間関係形成能力の低下に伴う子どもたちの人間関係の希薄さや生活体験の不足等を、学校や地域社会が一丸となって補っていく重要性を再認識しながら、教育課題の改善に取り組んでいくことが重要です。

#### 2 目指すまちの姿

- (1) 幼児教育から中学校教育までの子どもの発達や学びの連続性を意識した教育が実践され、子ども一人ひとりがわかる喜びを実感しながら学ぶ姿があります。
- (2) 子ども一人ひとりの教育ニーズに対応した、人権尊重、人間教育を基盤とした教育が実践され、子どもたちが生きる力の基礎を身につけています。

#### 3 目標設定

指標名
学力向上に係る意識割合（全国学力学習状況調査）
いじめ認知件数

#### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	幼小中一貫教育の推進
2	いじめ・不登校対策の推進
3	道徳教育・人権教育の推進
4	支援教育の推進
5	国際理解教育の推進
6	薬物乱用防止教育の推進
7	I C T（情報通信技術）を活用した教育の推進
8	幼児教育の充実

《基本施策 4-1-2》 地域・家庭と一体となった学校づくりの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

子どもたちの健全育成に向けて「異年齢交流」「異世代間交流」を積極的に進めていくことを目的として、地域の大人たちが地域の子どもたちの自然な姿を知り、積極的に声をかけられる雰囲気をつくることや地域の子どもたち同士がそれぞれの地域の生活集団で遊ぶことなどを通して社会性や道徳観、正義感を身に付けることができるよう中学校区ごとに取り組んでいます。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決することで、地域で子どもの育ちを支える意識が高まります。
- (2) 地域住民が学校を支援することで、子どもの多様な体験活動やコミュニケーション能力、規範意識の醸成を図ることができます。あわせて、教員が子どもと向き合う時間を確保することができ、より質の高い教育活動を推進することが可能になります。

2 目指すまちの姿

地域の方が学校の場集い、互いの交流を深めたり、子どもの教育を支援したりしながら、子どもから大人まで笑顔あふれる姿があります。

3 目標設定

指標名	
	はだのっ子アワード表彰児童生徒数
	学校支援ボランティアの協力者数

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	家庭・地域との協働による学校づくりの取組み
2	郷土を愛し、大切にすることの育成

**《基本施策 4-1-3》 安全・安心で快適な教育環境づくりの推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 学校教育施設は災害時の避難場所でもあることから、必要な校舎等耐震補強工事や体育館照明の落下防止対策などを実施し、全ての校舎等の耐震化が完了しています。また、小中学校の普通教室等に空調設備を整備し、安全・安心で快適な学習環境の確保に努めています。
- (2) 教育環境の整備充実を図るため、ICT教育の環境整備、学校司書の配置、学校予算に関する学校裁量権の拡大や教材・教具の整備などに努めています。
- (3) 建築から45年が経過する西中学校の屋内運動場やプール等と西公民館との複合化について、地域コミュニティの拠点施設としての整備に向けて、取り組んでいます。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 校舎等施設や設備の老朽化に対応するため、国の交付金等を活用した計画的な改修が必要です。
- (2) 教育環境の整備・充実を図るため、教材・教具の整備やICT教育の環境整備を進めていきます。
- (3) 西中学校等複合施設整備事業については、社会情勢を踏まえ、スケジュール等事業内容について十分に検討を行い、事業を進める必要があります。

**2 目指すまちの姿**

子どもたちが安心して、安全に学校生活を送り、快適で充実した学習活動ができる教育環境が整備されています。

**3 目標設定**

指標名
改修事業等における国の交付金の活用状況
学校施設における電気、水道等の使用量の状況

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	西中学校等複合施設整備事業
2	学校教育施設の計画的な整備
3	小学校給食室改修事業の推進
4	教材整備等による教育環境の充実
5	学校設備等の省エネ化の推進
6	教育施設の一体的整備の研究

## 第2章 生涯にわたり学び楽しむ環境づくりの推進

### 《基本施策 4-2-1》 生涯学習活動の推進

#### 1 現状と課題

##### 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 市内公民館11館を中心に市民が自由に選択して学習し、また、その成果が評価される環境づくりに努めています。
- (2) 市展、文化祭等、学習活動の成果を生かす発表の場の提供や市民大学、団塊の世代を支援するセカンドライフセミナーの開催など、学べる楽しさを感じることができる環境づくりに努めています。また、家庭・学校・地域の連携による広畑ふれあいプラザでの通学合宿などを支援しています。
- (3) 快適で市民の役に立つ図書館を目指して、窓口業務の委託、公民館図書室との連携、子ども読書活動を推進する事業などを実施しています。
- (4) 他市町村との広域利用協定により18市町村の図書館・図書室との連携による図書館サービスの利便性を図っています。

##### 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市民の充実した生涯学習を支援するため、地域資源や地域の特性を生かした事業を実施するほか、学びの成果を地域に還元できるよう、指導者やボランティアの育成に努めます。
- (2) 学校や地域、また、地元企業とも連携し、多種多様な学びのための環境をつくります。
- (3) 地域を支える情報拠点として地域や市民の役に立つ図書館を目指し、民間活力を活かした図書館サービスの充実を図ります。また、郷土の文学遺産を活かした特色ある図書館づくりを進めます。

#### 2 目指すまちの姿

- (1) 多くの学習機会の提供が図られ、いつでも、どこでも自由に学べるとともに、その成果を地域や子どもたちに還元して、充実した人生を送る市民により活気があふれています。
- (2) 市民が、インターネットや配送便等を利用して身近な場所で手軽に本を借り、読書を楽しんでいます。

#### 3 目標設定

指標名
公民館自主事業参加者数
地域学習推進事業の参加者数
図書館資料の予約受付件数

#### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	公民館事業の充実
2	魅力ある地域学習の推進
3	人権啓発・人権教育の推進
4	快適で市民の役に立つ図書館づくりの推進
5	特色ある図書館活動の推進
6	子ども読書活動の推進

**《基本施策 4-2-2》 生涯学習環境づくりの推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 良好な学習環境を維持、提供するため、市内公民館及び図書館の計画的な改修に努めています。
- (2) 快適で市民の役に立つ図書館を目指して、窓口業務の委託や開館日の拡大などを実施しています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 西中学校と西公民館との複合化をはじめとした公共施設の再配置を進める中で、公民館のあり方について検討する必要があります。
- (2) 市民が交流し、知的な活動をはぐくむ場として、地域文化の創造を支援していくことが求められます。

**2 目指すまちの姿**

- (1) 計画的に整備された生涯学習施設で、多くの市民による充実した自主学習が展開されるとともに、地域の拠点として、さまざまな人たちによる交流で賑わっています。
- (2) 豊かな自然に包まれた図書館の館内やテラスで、多くの人が本や雑誌を読みながら、文化の薫りを十分に堪能しています。

**3 目標設定**

指標名	
	公民館利用者数
	図書館入館者数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	公民館設備等の計画的改修
2	図書館設備等の計画的改修

第3章 市民の文化・芸術活動の振興

《基本施策 4-3-1》 市民文化活動の充実

1 現状と課題

《現状やこれまでの取組み》

- (1) 現在、多くの市民に「物質的豊かさ」から文化芸術が生み出す「心の豊かさ」を求める志向が強まっていますが、本市では、「彫刻のあるまちづくり」、市民文化の振興を図る財源としての「文化振興基金」の設置、「文化芸術振興指針」の策定などを通じて、市民の自主的に創造的な文化活動の振興に取り組んでいます。
- (2) 市展、文化祭、子どもの市展、親と子の音楽祭、ギャラリーコンサート、丹沢音楽祭などにより、市民文化の振興に努めていますが、貴重な伝統文化の継承が課題になっています。
- (3) 宮永記念美術館での優れた芸術作品の鑑賞の機会の提供、文化会館事業でのクラシック音楽や古典芸能など幅広い分野で質の高い公演を実施し、文化芸術の振興に努めています。

《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 市民文化の振興や市民の余暇活動の充実を目指し、文化芸術振興の一助となるように、市民ニーズを的確に把握した質の高い文化芸術に触れる機会を提供します。市展や文化祭は、市民に開かれた「市民文化祭」への転換を図ります。
- (2) 文化会館などの文化・芸術施設については、建物の長寿命化を図るため設備等の更新や改修を計画的に実施し、安全で快適に使用できる施設の維持管理に努めます。野外彫刻はいつまでも市民に親しまれるように、適正な維持管理に努めます。
- (3) 「文化振興基金」を有効に活用し、地域の特性・特色を捉えた文化芸術振興と市民ニーズに合った文化芸術施策の推進を図ります。
- (4) 宮永記念美術館について、美術館としての機能、形態、設置場所等を総合的に検討する必要があります。

2 目指すまちの姿

市民の自主的、創造的な文化芸術活動や市民のニーズを捉えた質の高い文化芸術事業が展開されています。

3 目標設定

指標名
市展来場者数
文化会館の年間利用者数

4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	学習成果活用への支援の充実
2	文化会館設備機器等の計画的な更新
3	質の高い文化芸術の提供
4	市民の自主的な創作活動に対する支援

**《基本施策 4-3-2》 郷土の伝統文化の伝承と文化財の保存・活用**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 本市の歴史的財産や伝統文化を後世に引き継ぎ、郷土を愛する気持ちをはぐくむため、文化財の公開や歴史講座等を開催しています。
- (2) 伝統行事を次世代に継承・保存するため無形の文化財の保存を支援しています。
- (3) 桜土手古墳展示館では市内の貴重な出土遺物をはじめ、歴史文化資料等を紹介しています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 後世に文化財を引き継ぐために、資料及び指定文化財の保存、伝統行事の継承に努めます。
- (2) 市史資料室の移転に伴い、桜土手古墳展示館を考古系博物館から、歴史系博物館への移行の検討に努めます。

**2 目指すまちの姿**

市民が文化財や郷土の歴史を学び、関心をもつことにより、郷土愛がはぐくまれます。また、市民への文化財情報の提供や所有者への支援等により文化財が守り継がれます。

**3 目標設定**

指標名	
	文化財等活用事業参加者数
	桜土手古墳展示館入館者数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	文化財の保存管理の推進
2	文化財活用の推進
3	桜土手古墳展示館運営の見直し

【第5編】 市民と行政が共に力をあわせて創るまちづくり【市民力・行政力の政策】

第1章 協働の推進

《基本施策 5-1-1》 情報共有化とシティプロモーションの推進

1 現状と課題

《現状やこれまでの取り組み》

社会環境の変化による協働の推進を目的に、市民との情報の共有化を図るため、市の事業や政策を分かりやすく、効果的に広報することや、情報公開の推進を図るとともに、幅広い年齢層や分野の市民、団体からの多くの意見を聴くことができるよう努めています。

《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 市民に手に取ってもらい、一緒に考え、行動してもらうため、見やすく、親しみやすい広報紙を目指すとともに、報道機関への情報提供や時代に合った広報活動に取り組みます。
- (2) 基本計画の各編において取り組まれる秦野らしさの魅力を高める施策について、効果的な方法で市内外に積極的に発信していきます。  
特に、秦野市公式「Twitter」などソーシャルネットワーキングサービス（SNS）<sup>※1</sup>を含めて、最先端の技術導入の検討を行い、市民と行政の持つ情報を、できる限り迅速かつ丁寧な方法で発信し、魅力ある都市をアピールしていきます。
- (3) よりきめ細かで透明な市政を推進するため、地区別市政懇談会やWebアンケート<sup>※2</sup>等の開催方法や周知等の改善を加えながら実施するとともに、仕事や家事、育児、介護等が忙しく市政に直接意見を届けにくい市民の声が市政に届きやすくなるような機会の確保に努めます。

2 目指すまちの姿

- (1) 定住につながる秦野らしさの魅力を高める施策等を効果的に発信することで、市民は「永住したい」、市外からは「住んでみたい」と感じる都市になっています。
- (2) 情報の共有化により、市民と市との意思疎通が十分に図られ、多くの市民が政策への提言を活発に行うとともに、協働に積極的に取り組んでいます。

3 目標設定

指標名
市ホームページの年間アクセス件数

4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	広報活動の充実
2	シティプロモーションの推進
3	広聴機能の充実

※1 インターネットを通じて、人と人とのコミュニケーションを支援するサービス

※2 市政運営の参考として活用させていただくためのインターネットを利用したアンケート



## 《基本施策 5-1-2》 地域づくりとコミュニティの活性化

### 1 現状と課題

#### 《現状やこれまでの取組み》

地域における相互の信頼関係や人間関係の希薄化が進む中、今まで地域で解決できていた課題に十分に対応していくことが困難となっています。そのような状況の中で、地域に最も身近なコミュニティ組織である自治会や地区まちづくり委員会に対し、その自主的な活動の活発化を図るために必要な支援を行っています。

#### 《今後の課題や取組みの方向》

自治会や地区まちづくり委員会では、加入率の低下や新たな担い手不足など、地域コミュニティの活性化にかかわる課題を抱えていることから、人材育成を促進するための支援を行うよう努めます。

### 2 目指すまちの姿

地域コミュニティが活性化され、人と人との結びつきが強固となり、さまざまな地域の課題に対し行政との協働で取り組んでいくことができ、信頼のある楽しい地域づくりが展開されています。

### 3 目標設定

指標名
まちづくり特別事業申請件数
自治会の法人化率

### 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	地域コミュニティ組織への支援
2	地域コミュニティ事業への支援
3	自治会館等施設への支援
4	自治会組織設立の促進
5	自治会法人化の促進
6	地域コミュニティ活性化の検討

**《基本施策 5-1-3》 多様な担い手による協働の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 社会環境や価値観の変化により、公共サービスに対する住民ニーズは、高度化、多様化しており、従来の行政スタイルでは対応が困難な状況となっています。その中で、地域で主体性を持って公共の活動を担っている自治会、地区まちづくり委員会、NPO法人、市民活動団体、県人会等に対し支援を行っています。
- (2) 大学が有する豊富な人材や知的資産は、まちづくりの重要な要素であり、人的交流や施設の相互利用などの提携事業に取り組んでいます。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 協働に関する事業の紹介や、人材育成を促進するための支援など、新たな発想による事業展開を図ります。
- (2) 大学と地域との絆をさらに深めながら、それぞれが保有する強みを共有できるよう提携を推進し、地域社会及び大学の相互の発展を目指します。

**2 目指すまちな姿**

自治会や地区まちづくり委員会、NPO法人、市民活動団体、県人会等が、市との協働による公共サービスを提供することにより、多様な地域のニーズに迅速・柔軟に対応でき、市民力、地域力を生かした豊かなまちとなっています。

**3 目標設定**

指標名
市内で活動する認証NPO法人数
登録ボランティア団体数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	協働推進のための人材育成
2	協働型事業の推進
3	市民活動団体等への支援
4	大学との連携の推進

## 第2章 平和を希求し人権を尊重しあう環境づくりの推進

## 《基本施策 5-2-1》 人権の尊重

## 1 現状と課題

## 《現状やこれまでの取組み》

本市では、人権尊重の社会づくりを目的として、平成18年に策定した「秦野市人権施策指針」に基づき、学校や地域及び職場において、市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の実施等の事業を展開し、全市的な人権施策を推進しています。

## 《今後の課題や取組みの方向》

人権侵害は、年齢・性別を問わずの問題であり、より多くの人々の意識を高め、正しい認識を広めていく必要があるため、各種講演会の開催やホームページ等を活用した人権啓発に努めるとともに、人権相談の窓口の周知を図り相談につなげていきます。また、県内唯一の隣保館である「ほうらい会館」については、新規事業を取り入れた自主事業やイベント等の開催により、この施設を拠点とした周辺地域との連携や活性化を図っていく必要があります。

## 2 目指すまちの姿

市民一人ひとりの人権意識が高まり、差別や偏見のない、明るく住みよい社会が構築されています。

## 3 目標設定

指標名
ほうらい会館・ほうらい児童館の年間利用者数
人権講演会等の参加者数

## 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	学校、地域及び職場における啓発活動の推進
2	人権相談等の実施
3	ほうらい会館及びほうらい児童館における自主事業の充実

**《基本施策 5-2-2》 男女共同参画社会づくりの推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) すべての人が暮らしやすく、個性と能力を發揮できるように、男女共同参画社会の実現が望まれています。
- (2) 「第2期はだの男女共同参画プラン」を策定（平成23年度）し、庁内の推進体制を整備するとともに、「はだの市民が創る男女共同参画社会推進会議」と連携し、啓発活動を行ってきました。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 「第2期はだの男女共同参画プラン」の取組みは、概ね推進されています。  
しかし、アンケート結果を見ると、市民の間の固定的性別役割分担意識や男女の不平等感がなくなっていないため、一人ひとりの意識改革を促すとともに、今後も同プランの取組みをさらに推進します。
- (2) 男女共同参画の実現には、家庭、職場、地域など、さまざまな場面があるため、現在のプランに引き続き、平成28年度を初年度とする「第3期はだの男女共同参画プラン」の進捗管理を通して庁内全体で事業を推進します。
- (3) 意識の浸透には継続的な取組みが必要であるため、今後も情報発信、学習機会の提供に継続して取り組みます。

**2 目指すまちの姿**

すべての人が、互いを尊重し、助け合いながら、性別に関わらず自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる社会が形成されています。

**3 目標設定**

指標名	
	「習慣等において男女平等」という考え方に同感する人の割合
	「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	仕事と生活の調和の推進
2	ドメスティック・バイオレンス（DV） <sup>※1</sup> の防止及び被害者に対する支援
3	男女共同参画意識の醸成のための支援と啓発

※1 配偶者（元配偶者や事実上婚姻関係にある者などを含む）からの暴力や暴言

## 《基本施策 5-2-3》 恒久平和の実現

### 1 現状と課題

#### 《現状やこれまでの取り組み》

本市は、昭和44年に制定した「市民憲章」で、平和を願う市民の強い思いを示すとともに、昭和61年には、恒久平和や非核三原則の堅持を柱とする「平和都市宣言」を制定しました。核兵器廃絶の実現に向けて「日本非核宣言自治体協議会」や「平和市長会議」の一員として、平和を希求する自治体としての姿勢を示しています。

また、平成20年6月には、市民一人ひとりが平和や命の大切さを考え、行動する機会として毎年8月15日を本市独自の「平和の日」と決めました。これらの趣旨を広め、市民の平和意識を高めていくため、さまざまな平和事業を展開しています。

#### 《今後の課題や取り組みの方向》

- (1) 地域において平和を愛する心をはぐくみ、身近な視点から人権を尊重し、共に生きる社会をつくる取り組みが一層重要となります。このため、平和を脅かす世界のさまざまな問題を地域の視点からもとらえ、「平和都市宣言」や「平和の日」の理念を伝承し、市民と協働した平和啓発事業を展開するとともに、市民の主体的な活動への支援にも努めます。
- (2) 地域の国際化の進展に伴い、市民が身近に国際社会を感じ、外国籍市民と共に暮らしやすい地域づくりが求められています。このため、市民の国際理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくため、姉妹・友好都市などの情報を提供し、市民主体の国際交流活動の支援に努めるとともに、外国籍市民への情報提供の充実や市民との交流を促進していきます。

### 2 目指すまちの姿

- (1) 平和を愛する心がはぐくまれ、市民の平和意識が高まっています。
- (2) 国籍や文化の違いを認め合い、外国籍市民と共に暮らせる環境が整備され、市民主体の国際交流・協力活動が活発に行われています。

### 3 目標設定

指標名
平和啓発事業への参加者数
国際交流事業への参加者数

### 4 主な取り組み

No.	主な施策・事業
1	平和意識の普及啓発
2	地域の国際化の推進
3	多様な国際交流活動の促進

## 第3章 持続可能な行財政運営

## 《基本施策 5-3-1》 適正で安心な行政の推進

## 1 現状と課題

## 《現状やこれまでの取組み》

- (1) 電子申請システム、施設予約システムについては、共同運営によるクラウドサービス<sup>※1</sup>を活用し、各種手続の簡素化に努めました。また、情報通信機器、パソコン等の更新時には、より消費電力の小さい機器を選定、導入しました。
- (2) 公正で競争性、透明性の高い入札・契約制度を構築するため、社会情勢に見合った制度等の見直しに努めています。
- (3) 多くの市民が集う市役所庁舎の安全性を確保するため、昭和44年に建設された本庁舎の耐震化を進めています。

## 《今後の課題や取組みの方向》

- (1) 業務システムのオープン化<sup>※2</sup>、クラウド化<sup>※3</sup>の推進、個人番号カードの利活用の検討など、国の情報政策の動向を注視するとともに、利便性及び費用対効果においてメリットのある情報システムについて引続き検討を進めます。
- (2) プロポーザル方式の実施、包括管理委託業務の導入の拡大等、社会経済情勢の変動を踏まえ、必要に応じて持続的な契約制度の見直しを進めます。
- (3) 本庁舎耐震改修工事や空調など老朽化した設備の更新が必要となり、計画的な整備を進めます。

## 2 目指すまちの姿

- (1) 情報通信技術の効果的な活用と情報セキュリティ対策の充実により、安心で質の高い行政サービスが提供されています。
- (2) 公正で競争性、透明性の高い入札が行われています。

## 3 目標設定

指標名
職員における情報セキュリティ研修受講者割合

## 4 主な取組み

No.	主な施策・事業
1	電子市役所の推進
2	情報セキュリティの推進
3	入札・契約制度適正化の推進
4	庁舎環境の整備

※1 手元のコンピュータ内で管理しているデータやソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で利用できるようにしたサービス

※2 大型汎用コンピュータなどの製造会社ごとに独自仕様の機器やソフトウェアで構築されたシステムを、不特定の製造会社の機器やソフトウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステムに切り替えること

※3 業務システムの管理をクラウドサービスに切り替えること

**《基本施策 5-3-2》 健全で着実な財政運営**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

本市の財政状況は、リーマンショック以来の長引く景気低迷と生産年齢人口の減少に伴い市税が減収となる一方、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が増加の一途をたどるといふ厳しい状況にあります。

このような中で、未収金の解消や税外収入などの自主財源の確保に努めるとともに、職員数の削減、事務事業の見直し、市債の借入抑制や繰上償還などを行い、健全財政の維持に努めてきました。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 生産年齢人口の減少による税収減と高齢化の進展による社会保障関係経費の増を背景として、さらなる財源不足が見込まれています。また、国の財政状況や税制改正等に伴う地方財政への影響が懸念されます。
- (2) 自主財源の確保と行財政改革の推進により、効率的かつ効果的な財政運営に取り組めます。
- (3) 将来世代の負担を軽減するため、プライマリーバランスの黒字を維持し、市債残高の縮減に取り組めます。

**2 目指すまちの姿**

より一層の未収金の解消、自主財源の確保、不断の行財政改革を糧に、健全で着実な行財政運営が図られ、できるだけ市債に頼らない効率的かつ効果的な行政サービスを行っています。

**3 目標設定**

指標名
実質収支比率

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	財政推計に基づく計画的な財政運営
2	適正な実質収支の確保
3	プライマリーバランスの黒字維持

**《基本施策 5-3-3》 他自治体との広域連携・協力の推進**

**1 現状と課題**

**《現状やこれまでの取組み》**

- (1) 住民の日常生活圏の拡大、ニーズの高度化、多様化に適切かつ的確に対応するため、近隣自治体との公共施設の相互利用の推進並びに共同による事務処理を進めています。
- (2) 神奈川県消防のあり方研究チームの最終報告を受けた県の方針として、消防指令業務については、県域での共同運用の検討が示されています。

**《今後の課題や取組みの方向》**

- (1) 大幅な相互利用施設の増加は見込めませんが、現状の相互利用施設の維持を図るとともに、利用施設の増加を図ります。自治体ごとに充足した施設整備から、広域的な施設整備に向けた検討を始めます。
- (2) 県の動向に注目し、消防指令業務の県域での共同運用について検討します。

**2 目指すまちの姿**

他自治体との積極的な連携・協力により、広域化する行政需要に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスを行っています。

**3 目標設定**

指標名
相互利用が可能な他市町村の公共施設数

**4 主な取組み**

No.	主な施策・事業
1	公共施設相互利用の推進
2	広域連携による青少年健全育成事業の推進
3	消防指令業務の広域化の検討



## 第5 行財政改革の推進

### 1 これまでの取組み

本市では、平成16年度から20年度までの「はだの行革推進プラン」で107の改革項目に取り組んだ結果、約31億円の効果額を上げました。

また、平成23年度から27年度までの「新はだの行革推進プラン」（以下「現プラン」という。）では86の改革項目を推し進め、平成25年度までの実績効果額は目標を大きく上回るとともに、5か年の最終目標効果額である40億円の達成が見込めるなど、一定の成果を上げてきました。

### 2 さらなる改革の必要性

少子高齢化の進展による人口減少と人口構造の変化は、現プラン策定時を上回る速度で進んでおり、本市においても、この傾向が続く限り、財政状況はこれまで以上に厳しさを増し、深刻な財源不足に陥ることが懸念されます。

そのような中、行政サービスの維持・向上を図るためには、合理化や効率化が必要となる行政サービスを把握・分析し、社会の変化に適合した改革に徹底して取り組むことが求められています。

そこで、現プランの計画期間終了後も、引き続き将来を見据えた改革を進める必要があるため、新たな取組みを行っていくこととしました。

なお、具体的な改革内容、実行時期等については、急激な環境の変化や各種制度改正などに、柔軟に対応するため、別に実行計画を定め、適宜見直しを行うこととします。

### 3 基本運営理念

総合計画の政策の実現に当たっては、その推進を支える行財政運営を持続可能なものとし、経営資源である人的資源、財産及び財源を有機的に生かした戦略的なマネジメントを行う必要があるため、次の運営理念に沿って改革に取り組みます。

#### (1) 経営的・戦略的な行政運営

少子化・超高齢化が加速度的に進展するとともに社会構造の変化が進み、多くの課題を抱える難しい時代を迎えています。こうした中で、行政の果たすべき役割は一層高度化・多様化し、さまざまな変化に対応することが求められています。

このため、さまざまな行政課題に対し、これまで以上に機動的かつ的確な行政運営を推進します。

また、基本的なマネジメント手法であるPDCAサイクルにより継続的な改革・改善に取り組み、常に質の高い行政サービスが提供できるよう進化し続けることを目指します。

## (2) 責任ある安定的な財政運営

市税収入が減少する一方で、社会保障関係経費の増加は避けられず、財政は危機的な状況に陥ることが懸念されることから、行政サービスの提供や負担を考慮しつつ、本市として責任ある財政運営を図ることが求められています。

このため、徴収率の向上や税外収入の確保はもとより、あらゆる財産の有効活用に努めます。

また、健全財政を維持するため、聖域を設けず、徹底的な事務事業の見直しを行い、歳出削減を進めるとともに、統一的な基準による財務書類を作成することにより、新たな財政分析に取り組みます。

## 4 改革の視点

「基本運営理念」に基づき、運営体から経営体への転換を図るため、次の改革の視点を掲げ、着実に行財政改革を実行します。

### (1) 【合わせる】 身の丈に合わせた行政経営の推進

社会情勢の変化に対して的確に対応できるよう、行政全般にわたり、より機動的で柔軟性のある取組みを進めるとともに、進展が著しい情報通信技術の活用による効率化を図ります。

また、公共施設の同様な機能を統合するなど公共施設の再配置を推進します。

#### 今後の検討事項

重点的に取り組む事項を位置付けます。  
 現プランでは、「公共施設再配置計画の推進」、「行政経営システムの見直し」などに取り組んでいます。

### (2) 【委ねる】 担い手の最適化の推進

「民間にできることは民間に」の基本原則のもと、業務委託や指定管理者制度の導入などを推進します。その際には、民間企業等が有するノウハウや機動力を活用する一方、行政が安定性や継続性を担保していくなど、バランスに配慮しつつ、それぞれの強みを生かすことで、効果の最大化に努めます。

また、常勤一般職から他の任用形態による職員へのシフトなど、業務の特性に応じたさらなる担い手の最適化を図ります。

#### 今後の検討事項

重点的に取り組む事項を位置付けます。  
 現在プランでは、「業務委託の推進」、「指定管理者制度の推進」などに取り組んでいます。

(3) 【量る】 入るを量る施策の推進

経済の低迷や少子高齢化などにより歳入の根幹である市税収入は減少傾向にあることから、あらゆる手法を駆使して、歳入の増収を図るとともに、市民負担の公平性・公正性を確保するため、未収金対策の強化を積極的に推進します。

また、市が保有している土地や建物などの公有財産を有効活用した歳入確保に努めます。

今後の検討事項

重点的に取り組む事項を位置付けます。  
現プランでは、「未収金対策の強化」、「財産の有効活用」などに取り組んでいます。

(4) 【制する】 出づるを制する改革の実行

経営資源を効果的に投入する観点から、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本的な考え方とし、有効性や効率性を踏まえた不断の見直しを行います。

また、増加傾向にある社会保障関係経費の抑制や、財政負担が大きい人件費の見直しを図るとともに、一般会計に影響のある特別会計の改革を推進します。

今後の検討事項

重点的に取り組む事項を位置付けます。  
現プランでは、「歳出の削減」、「特別会計の改革」などに取り組んでいます。

(5) 【高める】 質的改革への取組み

職員数の削減が進み、求められる能力が高度化し、加えて豊富な知識や培われた経験を有する職員が大量に退職する時期を迎えることから、職員や職場のあるべき姿を明確にしつつ、より質の高い「人財」の育成への取組みを推進します。

また、市民の価値観やライフスタイルが多様化していることから、的確に市民ニーズを把握した上で、業務改善に取り組む、行政サービスの質的向上を目指します。

今後の検討事項

重点的に取り組む事項を位置付けます。  
現プランでは、「職員の意識改革」、「市民サービスの向上」などに取り組んでいます。

5 効果額

今後の検討事項

総合計画の着実な推進を支えるため、改革により生み出す効果額の目標を定めます。

## 6 改革内容

今後の検討事項

重点的に取り組む事項における、主な改革事項を位置付けます。

## 第6 公共施設の再配置

### 1 公共施設の再配置に関する方針の概要

#### (1) 公共施設の更新問題

昭和40年代から50年代にかけて、経済成長や都市化の波に乗り、日本中で公共施設（ハコモノ）が一斉に建設されました。これらの公共施設は、あと10年もすると一斉に耐用年数を迎え、更新の時期を迎えますが、これに合わせるように、高齢化と人口減少がますます進み、財政運営も一層厳しいものとなります。これまでのように安易に一時的な財源を確保して施設を更新すればよいという発想では、次世代に大きな負担を残すどころか、学校などの必要性の高い公共施設まで、良好な状態で残していくことができなくなります。これが「公共施設の更新問題」です。

私たち「現在の市民」は、「公共施設の再配置」を進め、将来にわたり必要性の高い施設サービスを持続可能なものにする必要があることから、本市では、平成20年度から公共施設の更新問題への取組みを開始し、平成22年10月に「秦野市公共施設の再配置に関する方針」を策定しました。この「再配置」という用語は、「ハコモノ」のあり方の見直しを第一とし、適切な配置と効率的な管理運営を考える本市独自の定義です。

#### (2) 公共施設の再配置に関する方針

方針では、①更新を除き、新規のハコモノは原則として建設しない。②現在のハコモノは優先順位をつけて圧縮する。③優先度の低いものは売却や賃貸する。そして、④ハコモノは一元的にマネジメントする。という4つの基本方針を打ち出しています。

このうち、施設更新の優先度については、「義務教育」「子育て支援」「行政事務スペース」の3機能を最優先（ただし、公設公営の維持を意味するものではない）する一方で、施設総量に応じた更新費用の不足分と管理運営費の削減分のシミュレーションにより、バランスがとれる目安を検討しました。その結果、40年をかけて7万2,400平方メートル、更新の対象となる施設面積の約31%を削減し、346億円の財源不足を解消させるという数値目標を設定しました。

### 2 第1期基本計画の概要

#### (1) 計画期間

平成23年度から32年度までの10年間で、この下に前後5年に期間を区切った実行プランがあります。

#### (2) 総括的事項

- ア 計画推進体制の整備
- イ 関係条例等の整備

- ウ 財源調整機能の整備  
再配置にかかる財源の過不足を調整する基金の設置
- エ 施設情報の整備  
施設白書等を通して市民に公表
- オ 施設の統廃合・複合化
- カ 管理運営内容の見直し  
指定管理・公民連携の推進、委託化の推進、職員数の最適化
- キ 受益者負担内容の見直し
- ク 計画的維持補修の実施
- ケ 広域連携の推進  
近隣市町との相互利用の推進
- コ インフラ更新計画策定の推進  
橋りょう・道路・下水道等に関する計画策定の推進

### (3) 施設別事項

次に掲げる施設の区分ごとに具体的な実行内容や第2期基本計画に向け検討すべき内容を定めています。

- ア 学校教育施設  
義務教育施設、その他の施設
- イ 生涯学習施設  
公民館等、青少年施設、文化・芸術施設、スポーツ・健康施設
- ウ 庁舎等  
本庁舎等、消防庁舎等、その他の施設
- エ 福祉施設  
保育・子育て支援施設、高齢者用施設、その他の施設
- オ 観光・産業振興施設  
観光施設、産業振興施設
- カ 公営住宅
- キ 公園・緑地等
- ク 低・未利用地

## 3 シンボル事業の概要

### (1) シンボル事業とは

より低い税の負担で、より高いサービスを実現し、公共施設の再配置が進むことは、一概にサービスの低下につながるものではないことを市民にアピールするため、期間内に重点的に取り組む事業です。平成27年度までの「前期実行プラン」においては、

「公共的機関のネットワーク活用」として、保健福祉センターの余剰スペースに郵便局を誘致し、賃料収入を得るとともに、住民票等の交付事務を委託することで、市民サービスの向上を図る事業等を実施しました。

## (2) シンボル事業の概要

今後の検討事項

- 1 新規シンボル事業（未定）
- 2 継続シンボル事業
  - (1) 義務教育施設と地域施設の複合化
  - (2) 小規模地域施設の移譲と開放
  - (3) 公民連携によるサービス充実

## 4 公共施設再配置計画第1期基本計画後期実行プランについて

平成28年度から32年度を期間とする「第1期基本計画後期実行プラン」については、別冊に定めるものとします。

今後の検討事項

公共施設の床面積の推移や築年数、削減目標などは、グラフ等の図版を挿入し、分かりやすく整理する予定です。

## 第7 地域まちづくり計画

### 1 計画の位置付け・役割

本市の将来都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現を図り、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるため、その指針となるべき地域別の計画を定めます。

### 2 計画の意義等

#### (1) 地域づくりの指針

まちづくりの推進には、まちづくりの主体となる地域住民が地域の特性や課題を把握し、まちづくりの必要性を認識するとともに、地域のまちづくりに対する考え方や方針を行政と共有することが大切です。また、地域まちづくり計画は、市民一人ひとりがまちづくりの構成員としての認識に立ち、自助、共助の立場から、地域に根ざしたまちづくりに参加し実践していくための指針となるものです。

#### (2) 協働による地域づくり

この地域まちづくり計画は、地区まちづくり委員会を中心とした地域まちづくり計画策定会議により検討、提案された計画案です。

今後、これを基に、地域の個性を踏まえつつ、市全体としての調和も考慮しながら作成し、地域と行政が共に将来像に向かって持続的に行動し、地域が活性化することにより本市の都市づくりの発展につなげていきたいと考えています。

### 3 地域区分と主な内容

#### (1) 地域区分

それぞれの地域まちづくりの課題等に対応するため、自然や歴史、文化等の視点から、市内8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）ごとに定めます。

#### (2) 構成・内容

ア 現状と課題

イ 目指す地域（まち）の姿

ウ 地域づくりの基本目標

エ 目標設定

オ 主な取組み（地域が主体の取組み、地域と行政との協働の取組み）

カ 地域づくりを支える主な事業（市、関連行政機関等との連携による取組み）

今後の検討事項

施策大綱別計画を検討する中で、地域づくりを支える主な事業を抽出していきます。





## 4 地区別地域まちづくり計画

### (1) 本町地区

#### 1 現状と課題

- (1) 県道705号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺は、中心商業地としての活力が失われ、商店街の活性化が急務であります。
- (2) 市民の地域イベント、自治会活動などへの参加が減少しつつあります。市民にとって必要かつ楽しい地域活動を企画し、参加を促し、お互いの絆を深める必要があります。
- (3) 高齢者と子育て世代が交流できる場を用意し、健康で生きがいをもって暮らすことができる環境づくりが求められます。
- (4) 見通しが悪い道路や歩道がない道路が多く、安全確保の対策を進める必要があります。
- (5) 建物が密集した古い住宅地が多いため、建築物の耐震化を促進する必要があります。また、高齢者世帯が多いため、地域ぐるみで防犯対策を強化していく必要があります。

#### 2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らしよいまち
- (2) 基本理念  
コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたいまちを目指します。

#### 3 地域づくりの基本目標

- (1) にぎわいの拠点づくりによる活気あふれるまち
- (2) 地域活動や交流が盛んなあたたかいまち
- (3) 高齢者と子育て世代が交流できる場のあるまち
- (4) 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるまち
- (5) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
- (6) 安心して暮らせる治安のよいまち
- (7) 歴史と伝統を感じるまち

#### 4 目標設定

- (1) 県道705号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加者を増やす。
- (2) 自治会加入率をさらに上げる。
- (3) ボランティアによる高齢者と子育て世代が交流できるふれあい活動の充実を図る。

#### 5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

No.	主な取組み・すすめる活動
1	県道705号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進
2	自治会への加入促進
3	福祉ふれあいまつり、敬老会など地域行事への参加促進
4	みずなし川緑地の花壇、さかえちょう公園等の管理や環境美化活動の推進
5	末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進
6	ボランティアによるデイサービスの拡充
7	ボランティアによる登下校時の見守り
8	防災、防犯意識の向上
9	伝統行事や郷土の歴史の継承

(2) 南地区

**1 現状と課題**

- (1) 人口増加に伴い、児童数も増加しており、交通量が多く、幅員の狭い道路があるため、登下校時の安全対策が必要です。
- (2) 高齢化は進んでおり、お年寄りの健康で生き生きとした暮らしと同時に、防犯・防災面でも安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- (3) 眺望豊かな渋沢丘陵、震生湖や室川周辺の豊かな自然、湧水群、桜の名所などは地域のみならず秦野市の魅力として誇れるものです。こうした長所を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- (4) 秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業を促進し、快適で利便性が高いまちを築いていく必要があります。
- (5) 平塚秦野線（西大竹堀川線）沿線の土地利用は、長年の課題になっています。土地利用の方向性について、行政とともに検討し、具体案を示す必要があります。
- (6) 都市化された区域の増加に比例し、カラスなどの数が多くなっています。増加する鳥害を抑制する具体的な対策が求められます。
- (7) まちのにぎわいを創出するために、秦野駅周辺に人が集う拠点づくりが求められています。

**2 目指す地域（まち）の姿**

豊かな水と緑に囲まれ、素晴らしい環境で誰もが住んでみたいと思うまち

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 交通安全、防犯・防災対策による安全で安心して暮らせるまち
- (2) 自然環境を大切にし、人と自然がふれあえるまち
- (3) 人と農が共生するきれいな空気と美しい街並みが魅力的なまち
- (4) ふれあいやいたわりによる生きがいを持って暮らせるまち
- (5) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
- (6) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活力に満ちたまち
- (7) 地域の活性化に向けた土地利用による快適で利便性の高いまち

**4 目標設定**

- (1) 湧水を利用したふれあいの場づくりと湧水ポイントの発掘・保全・PRを進める。
- (2) 震生湖周辺の美化活動の推進による良好な環境づくりを進める。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	家庭・地域・学校との連携による登下校の見守り体制の強化
2	防犯パトロールの強化
3	住民の防災意識の向上、地域の防災体制の強化
4	湧水地の保全によるドジョウ、ヤゴ等が生息する水辺空間づくり
5	秦野駅南口のロータリーやせせらぎの清掃、美化活動の強化
6	声かけや見守り等による高齢者をひとりにしない環境づくり
7	スポーツを通して健康増進を図る機会や場の充実
8	各種団体の連携による農業体験、自然体験等の親子ふれあい活動の充実
9	震生湖生誕100周年に向けた魅力の向上に向けた取組みの推進
10	行政との連携による秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業の促進

(3) 東地区

**1 現状と課題**

- (1) 丹沢から続く森林や農地が広がり、金目川や葛葉川が流れる東地区は、中丸遺跡・波多野城址・源実朝公御首塚・大日堂等の歴史的、文化的遺産が多数点在しており、その有効活用が求められています。
- (2) 「田原ふるさと公園」は、地区農産物の直売やそば処を訪れる人々で賑わっており、市内外から多くの集客を図るにぎわい拠点として期待されています。
- (3) 里山林の荒廃を背景に、農地の鳥獣被害が発生しており、森林と里山林の再生と鳥獣被害防除の対策が求められています。
- (4) 自治会加入の低下やコミュニティ活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄となりつつあり、魅力ある組織の形成により、地域コミュニティの活性化が求められています。

**2 目指す地域（まち）の姿**

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
豊かな自然と歴史や文化が調和した住みよいまち
- (2) 基本理念  
心の絆を大切にするまちづくり

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山や湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切に、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (3) 日常のふれあいや共同活動、共通経験を通して生み出される連帯感や信頼関係を基礎に、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で支え合い、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり

**4 目標設定**

- (1) 歴史的、文化的遺産を生かし、にぎわいと交流を促進する。
- (2) 自治会加入率の向上を図る。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	歴史、文化、自然などに親しむハイキングやウォーキングルートの調査・研究
2	里地里山の保全・再生、鳥獣被害防除対策の推進
3	観光資源のネットワーク化や新たな魅力の掘り起こしと情報発信
4	交通安全対策の充実（又は推進）
5	組、自治会などのコミュニティの充実による防犯・災害対策の推進
6	家庭・学校・地域の連携による地域文化の伝承

(4) 北地区

**1 現状と課題**

- (1) 新東名高速道路の整備を見据え、生活道路や通学路等における道路幅や歩道等の一層の整備が求められています。
- (2) 今後、人口の増加が期待できることから、安全で安心な生活を確保するため、防災・防犯対策の一層の拡充が求められています。
- (3) 新東名高速道路整備に伴う農地等の減少で、農業の活性化や地域基盤の整備が必要です。
- (4) 水無川、葛葉川などの河川、林道等への不法投棄が絶えず、自然景観を引き続き整備、保全する必要があります。
- (5) 旧来からの居住者に加えて、新たな住民の増加もあって、地域住民のふれあいが希薄になっている傾向が見受けられ、また、高齢化も進んでいることから、地域のふれあいの場、高齢者の活躍の場を広めることが求められています。

**2 目指す地域（まち）の姿**

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
豊かで美しい自然と共生し、地域の活力があるまち
- (2) 基本理念  
良好な河川環境、みどり豊かな里地里山を保全しながら、地域住民のふれあいがあり、安全で快適に住み続けることができるまち

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 誰もが安全で安心して暮らせるまち
- (2) 新東名高速道路整備を生かした利便性の高い活力のあるまち
- (3) みどり豊かな自然景観が整備、保全された魅力あるまち
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、みんなが助け合えるまち

**4 目標設定**

- (1) 河川美化清掃の拡充による自然景観の保全活動への参加者を増やす。
- (2) 児童通学時における交通安全運動の拡充と対策の充実を図る。
- (3) 地域住民と地域で活動する団体の交流を図る。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	交通安全対策の拡充
2	防犯・防災対策の拡充
3	地域の景観まちづくり及び河川の浄化活動
4	里地里山の保全・再生
5	通学路の美化清掃
6	地域コミュニティの活性化

(5) 大根地区

**1 現状と課題**

- (1) 弘法山の南面に広がる一帯に位置する大根地区は、住環境に恵まれています。こうした住環境を生かして、さらに地域住民の連帯感を高め、活気あるまちづくりを進める必要があります。
- (2) 「安全で安心して住めるまち」を実現するために、住環境の整備を行政と地域住民並びに東海大学と秦野高校の協働により進める必要があります。
- (3) バリアフリーを考慮した生活道路や東海大学前駅へのアクセス道路の一層の整備が求められています。
- (4) 少子高齢化の進展を踏まえ、子どもから高齢者まですべての世代にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

**2 目指す地域（まち）の姿**

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
安全・安心・清々しいやさしいまち
- (2) 基本理念(みんなの思い)  
安心に、いつまでもいきいきと暮らせる住み良いまち

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 自然を大切にするまち  
良好な自然があふれるまちは心を美しくします。
- (2) 快適な生活環境づくりへ努力するまち  
ア 子ども、高齢者、社会的弱者が元気なまちはやさしいまちです。  
イ 命と財産を大事にするまちは安全なまちです。  
ウ 生活しやすいまちが安全なまちです。  
エ ボランティア活動が盛んなまちはやさしいまちです。
- (3) いやしの場づくりへ努力するまち  
健康が増進されるまちは元気なまちです。
- (4) 人間関係を豊かにするまち  
ふれあい豊かなまちはやさしいまちです。
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち  
生き生きとした子どもが育つまちは元気なまちです。

**4 目標設定**

- (1) 防災訓練や防犯活動への地域住民の参加者を増やす。
- (2) 地域の連携の輪を広げる。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	ホテルが棲む環境づくり
2	身近な空間（庭、ベランダ、生垣等）を花や緑で彩る
3	災害を最小限度にとどめる防災体制づくり
4	犯罪が起きにくい環境づくり
5	資源の分別とごみの減量活動の推進
6	東海大学前駅周辺の環境づくり
7	明日に希望が持てる場づくり
8	地域住民のふれあい、助け合い活動の推進
9	モラル、マナー意識の高揚
10	子どもたちが参加する活動や野外で遊べる環境づくり

(6) 鶴巻地区

**1 現状と課題**

- (1) 自然豊かな山々や里川があり、遺跡・寺社・大ケヤキ・延命地藏尊といった史跡などの歴史資源、温泉地という地域特性や、恵まれた観光資源について、内外に向け、その周知・広報活動を進める必要があります。
- (2) 観光や市外からの交流を通じた地域の振興は、鶴巻を訪れる人たちによる「にぎわいのあるまちづくり」につながるとともに、鶴巻に住まう私たちの誇りや愛着をはぐくむことにもつながることから、特色のある地域づくりに取り組んでいく必要があります。
- (3) 駅周辺の交通利便の向上や地域の活性化を図るため、駅前広場の整備促進、小田急駅舎の橋上化、南北の連続性を持ったにぎわいのある商店街の活性化等を進める必要があります。
- (4) 地形的特性から台風、大雨等による浸水被害が深刻な状況にあり、引き続き安心して暮らせる防災対策が求められています。

**2 目指す地域（まち）の姿**

- (1) 目指すまちの姿(将来像)  
水と緑と眺めの美しい、人にやさしいにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念(みんなの思い)  
誰もが誇りと愛着の持てる「住んでよかった鶴巻まちづくり」

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
- (3) 歴史・文化や環境を大切にして景観を楽しめるまち
- (4) 人との交流を深め豊かな通じ合いのできるまち

**4 目標設定**

- (1) 鶴巻温泉春まつり・市民まつりへの参加者を増やす。
- (2) あじさい散歩道等の散策利用者を増やす。
- (3) 鶴巻地区の景観と温泉を楽しむ観光客の誘致を図る。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	防災対策の拡充
2	鶴巻の歴史・文化や環境のよさを知る
3	地域行事への積極的な参加
4	鶴巻温泉駅南・北まちづくりの推進
5	大根川、善波川の護岸利用
6	鶴巻田園環境の保全
7	地域社会の活動拠点の活用

(7) 西地区

**1 現状と課題**

- (1) 丹沢の森林と渋沢丘陵を抱え、水無川・四十八瀬川・室川が流れる自然豊かな地域であるとともに、道路や鉄道などの交通機関により市外とのアクセスも良好です。また、北地区との境界には県立秦野戸川公園が、近隣にはカルチャーパークがあり、良好な住環境を形成しています。
- (2) 表丹沢の玄関口である渋沢駅周辺は、電柱の地中化やバリアフリー化などの整備が進みましたが、地域コミュニティやにぎわいの場として、なお一層の改善を進める必要があります。
- (3) 頭高山や矢倉沢往還、八重桜などの観光資源にも恵まれており、新東名高速道路の整備が進められることから、観光・登山・ハイキングなど、地域資源を積極的に整備、活用するとともに、里地里山の保全・活用や駅周辺の商店街活性化のため、各種イベントや観光客を対象とした事業を地域住民・商店街・行政が協働して行っていく必要があります。
- (4) 地域住民同士のふれあいを大切に、子どもから高齢者まで安全で安心に暮らせるまちづくりのためのコミュニティ行事やボランティア活動を積極的に展開していく必要があります。また、西中学校等複合施設を活用した学校と地域が共に学び、支え合う拠点づくりが求められています。

**2 目指す地域（まち）の姿**

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
  - ア 豊かな自然環境を維持し、四季を感じることができる美しい町並みのあるまち
  - イ 個性豊かで活気あふれる商店街のあるまち
- (2) 基本理念
  - ア 互いが協力し、誰もが安心して暮らせるまち
  - イ 住民同士のふれあいを通じて地域の活性化を進めるまち

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 交通網の整備
- (2) 周辺河川の整備
- (3) 防災・防犯・安全の強化
- (4) 教育・文化・福祉の拡充
- (5) 商業・観光の振興
- (6) 農林業の振興

**4 目標設定**

- (1) コミュニティタクシー本格運行をはじめ、地域交通の持続的な取組みを進める。
- (2) 水無川・四十八瀬川・室川などの河川整備と環境を活かした取組みを強化する。
- (3) 地区の歴史遺産の保全と自然環境に調和した対策を進める。
- (4) 西中学校等複合施設を活用し、子どもから高齢者まで地域の絆を深める。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	河川の自然環境を活かした取組みを進め、持続可能な体制づくりを目指す。
2	あいさつ、声かけで地域の絆を深め、一層の防犯対策の強化を図る。
3	各種イベントなどへの参加促進により、地域の結束力で防災の強化を図る。
4	高齢者等がふれあい交流する環境の推進、老人いこいの家、空き店舗などを利活用してコミュニティの場を拡充する。
5	渋沢丘陵から震生湖までのハイキングコースや頭高山周辺の整備や矢倉沢往還道の再生を目指す。
6	商店街・行政・地域が協働して魅力ある商業振興を促進する。
7	鳥獣による農作物被害の防除について、今後も地元と連携してさらに進めていく。
8	里地里山の保全・再生について、地域住民やボランティア団体と連携した取組みを今後も進めていく。
9	遊休農地等については花畑づくりや落花生やさつまいも堀りなどの体験観光を今後も進めていく。



(8) 上地区

**1 現状と課題**

- (1) 豊かな自然環境に恵まれた地域ですが、近年では農産物の鳥獣被害や、農業従事者の高齢化による耕作放棄地が増加しつつあります。また、増加する空き家の安全管理等が課題となっています。
- (2) 交通手段の確保は、通院や買い物など日常生活の利便性に関わる重要な問題であり、地域交通手段の効果的な運用が課題となっています。
- (3) 新東名高速道路の整備に伴う人口流出と自然環境の変化が見られます。同時に、少子高齢化が進捗し、地域活動や農業などの担い手が減少しています。地域の実情に応じた支援を進める必要があります。
- (4) 国道246号の慢性的な渋滞や、新東名高速道路建設工事に伴い、生活道路への進入車両が増えています。子どもや高齢者が安心して通行できるよう、国道の渋滞対策や生活道路の安全確保が求められています。

**2 目指す地域（まち）の姿**

豊かな自然と交通環境との調和、人・まち・資源を生かした魅力と活力あるまち

**3 地域づくりの基本目標**

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
- (2) 美しい自然や地域資源を活用した新しい地域おこしを目指すまち
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち

**4 目標設定**

福祉コミュニティの創生、積極的な地域振興により、人口の減少を食い止める。

**5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）**

No.	主な取組み・すすめる活動
1	地域で行う高齢者の生きがいづくり
2	子育て支援の仕組みづくり
3	地域内及び他地域との協力体制の拡充
4	防犯・交通対策の強化
5	獣被害の防止及び耕作放棄地の活用
6	四十八瀬川と周辺整備
7	里地里山の保全
8	地域交通の確保
9	住民意識の向上、地域コミュニティの活性化